

第Ⅴ章 三鷹市の財政状況

～普通会計による分析～

平成 25 年度

- 1 決算額の推移と平成 25 年度決算の特徴点
- 2 財政指標の目標達成状況
- 3 財政比較分析表
- 4 経常経費分析表
- 5 財政状況等一覧表
- 6 「地方公共団体財政健全化法」による健全化判断比率
- 7 決算カードによる財政状況検証
- 8 財務諸表

第V章 三鷹市の財政状況

本章では、三鷹市の普通会計決算¹の数値に基づき、過去10年間の経年変化や平成25年度決算の特徴点をみるとともに、「第4次三鷹市基本計画」で設定している主要財政指標の分析等を行います。

1 決算額の推移と平成25年度決算の特徴点

(1) 決算規模

【図V-1】は、平成16年度から平成25年度までの決算額を年度別に比較したものです。

三鷹市では、平成20年度までは歳入歳出とも500億円台の決算額でしたが、平成21年度に定額給付金支給事業費の影響などで600億円を超える規模となり、平成22、23年度も子ども手当支給事業費の増や社会保障関連経費の伸びを反映して600億円台の決算規模で推移しました。また、平成24年度は、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業など、都市再生に積極的に取り組んだことから、歳出決算額が670億円を超え、過去最大の規模（これまで平成9年度が過去最大）となりました。

平成25年度は、引き続き都市再生に取り組みましたが、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業における用地取得費などが減となつたことなどから、前年度を下回り、平成23年度と同程度の決算規模となりました。

(2) 市税～三鷹市の歳入の根幹～

市税は、三鷹市の歳入の5割以上を占めており、市の財政運営における重要な財源となっています（【図V-2】参照）。また、市税収入のうち、個人市民税、固定資産税（都市計画税を含む）がともに4割～5割を占めており、こうした安定的な財源が、市政運営の根幹を支えています。

市税収入のこの10年間の推移を見ると、平成20年度まではほぼ一貫して増加傾向にありました。特に、平成18年度以降は、個人市民税における定率減税の廃止や所得割税率のフラット化が行われるとともに、納税義務者が増加してきたことなどから、個人市民税の伸びがみられました。

しかし、平成22年度に、リーマンショックの影響によって、個人市民税が前年度比で10億円を超える大幅な減収となりました。平成25年度は、新增築家屋の増など

¹ 地方自治体の会計には、一般会計と特別会計があります。このうち、特別会計の設置は、法律で義務づけられているものを除き、それぞれの自治体の自主性に委ねられています。そのため、一般会計・特別会計の範囲が自治体によって異なるという状況が生じ、そのままでは自治体間の財政比較や統一的な把握ができません。そこで、財政統計上、共通の会計区分として「普通会計」という概念が用いられています。

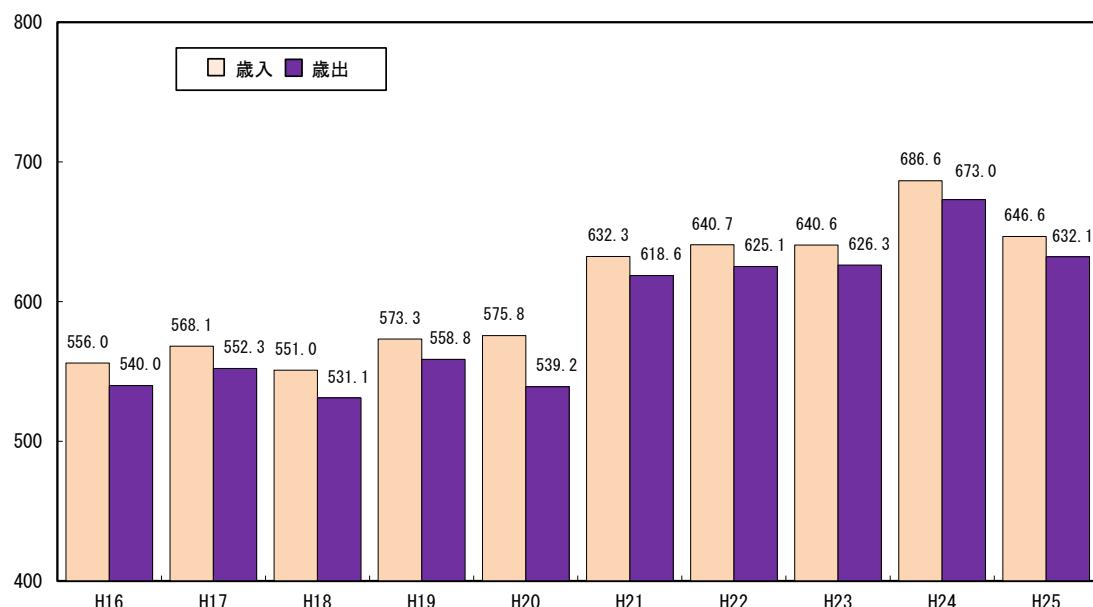
普通会計は、おおむね、一般会計に、公営事業会計以外の特別会計を加えたものであり、平成18年度までの三鷹市の普通会計は、一般会計（介護サービス事業に係る経費を除く）と再開発事業特別会計を対象としていました。しかし、平成19年度から、再開発事業特別会計を廃止するとともに介護サービス事業に係る経費を特別会計に計上したことから、原則として一般会計の額が普通会計の額となっています（ただし、障がい者福祉センターの運営に関する経費を控除）。

による固定資産税の増や、納税義務者数の増加などにより個人市民税が増となり、歳入全体に占める市税収入の割合も平成24年度を上回ったものの、リーマンショックの影響を受ける前の平成20年度の水準までには回復していません。

このように市税収入が伸び悩む一方で、社会保障関連経費が増加傾向を続いていることから、財政の健全性を維持しながら安定したサービスを提供していくため、適正な受益者負担などによる歳入の確保が行財政改革の重要な課題となっています。

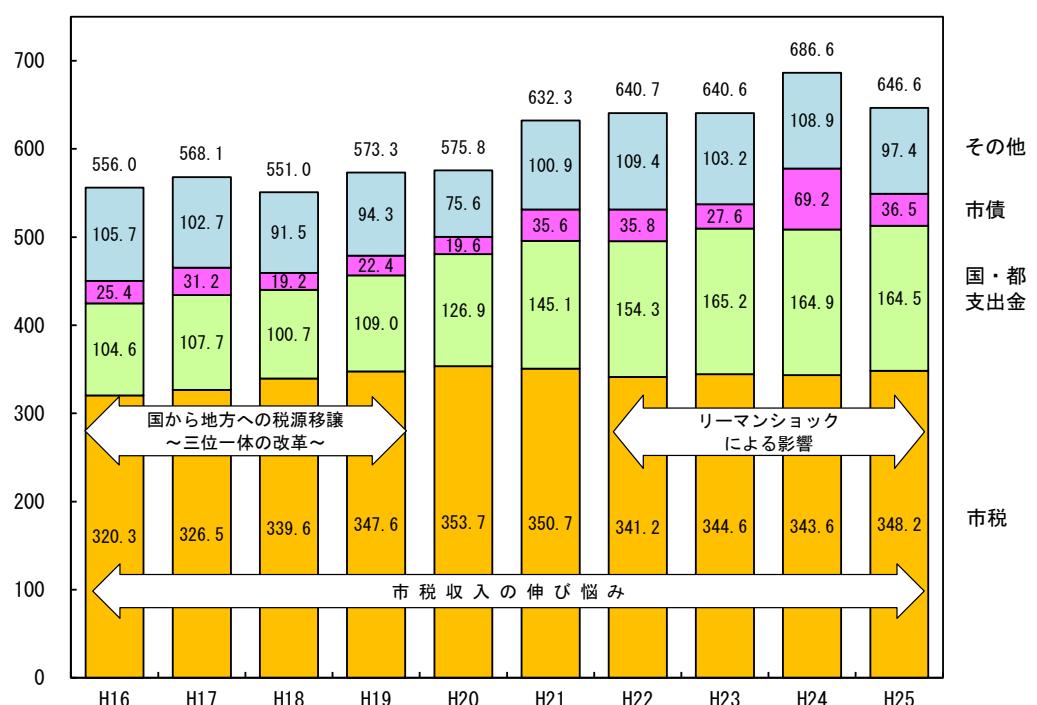
【図V-1】歳入歳出決算額の推移

決算額（億円）



【図V-2】歳入決算額の推移

決算額（億円）



(3) 普通建設事業費～「都市再生」の取り組み～

普通建設事業費は、公共施設の新增設や大規模改修などの建設事業に要する経費のことです（【図V-3】参照）。

三鷹市では現在、市制施行直後から整備を進めてきた公共施設の老朽化が進み、大規模改修や建替えなどの時期を迎えていました。また、東日本大震災の経験を踏まえた都市防災機能の強化も求められているところです。そのため、「第4次三鷹市基本計画」では、「都市再生プロジェクト」を最重点プロジェクトに位置づけ、既存の社会資本を有効に活用し、環境との調和を図りながら、「都市の質的向上」に向けた取り組みを推進するとともに、「三鷹市公共施設維持・保全計画 2022」を策定し、公共施設の「予防的な保全」を着実に進めています。平成25年度は、こうした取り組みとして、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の平成28年度の完成に向け、建設工事に着手するとともに、牟礼コミュニティ・センタースポーツ館の耐震補強工事を実施したほか、平成23年度から取り組んできた三鷹中央学園三鷹市立第三小学校の建替工事が完了しました。

(4) 扶助費～続く増加傾向～

社会保障制度の一環として、生活困窮者や障がい者等の生活を維持するために支出する扶助費は、この10年間で68.7億円の増となっています（【図V-3】参照）。

これは、昨今の社会・経済状況を反映した生活保護費の増や、障がい者自立支援給付費の増、さらには、待機児童の解消として積極的に進めている保育定員の拡充が大きく影響しています。平成25年度は、サービス利用者の伸びを反映して障がい者（児）の自立支援給付費が増となったことなどから、前年度比で約1.3億円の増となっています。なお、扶助費の増に連動し、目的別経費における民生費も同様に増加傾向を示しており、歳出総額の48.6%を占めるに至っています（【図V-4】参照）。

(5) 市債・公債費～発行額の抑制と後年度負担の軽減～

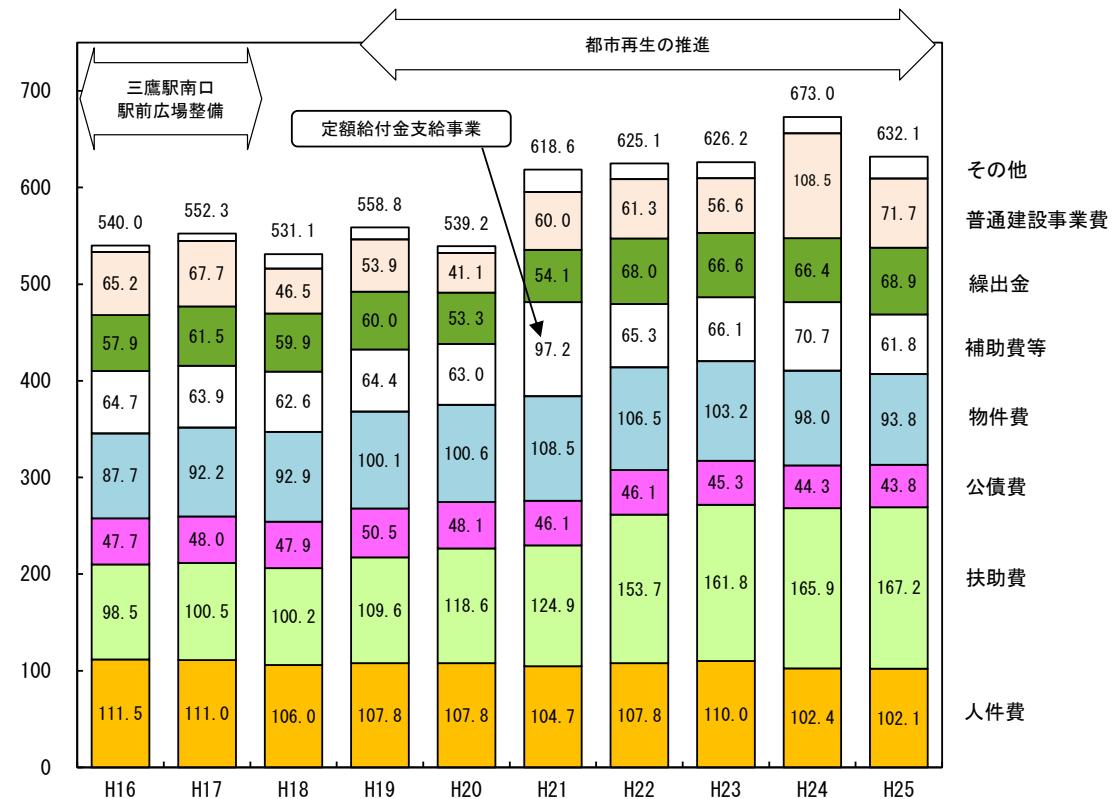
歳入の市債は、市の借入金のことで、普通建設事業費の財源としています。平成25年度は、南部図書館や学童保育所の整備に係る事業債が増となったものの、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業、三鷹中央学園三鷹市立第三小学校建替事業などに係る事業債が減となったほか、臨時財政対策債²について地方交付税の不交付団体への配分を行わない方式へ移行したことから皆減となったため、市債総額では前年度比約32.7億円の減となっています（【図V-2】参照）。

歳出の公債費は、市債の償還金のことで、平成18年度にピークを迎えましたが（繰上償還を除く通常分）、以後は減少傾向にあります（【図V-3・4】参照）。今後、「都市再生」の取り組みを進めるに当たり、一定額の市債の借入が必要となります。計画的かつ適正な活用を図ることで、長期的には公債費は減少していくものと見込んでいます（【図V-8】参照）。

² 国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対処するため、各地方公共団体が発行する地方財政法第5条の特例となる地方債のこと。通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととされています。

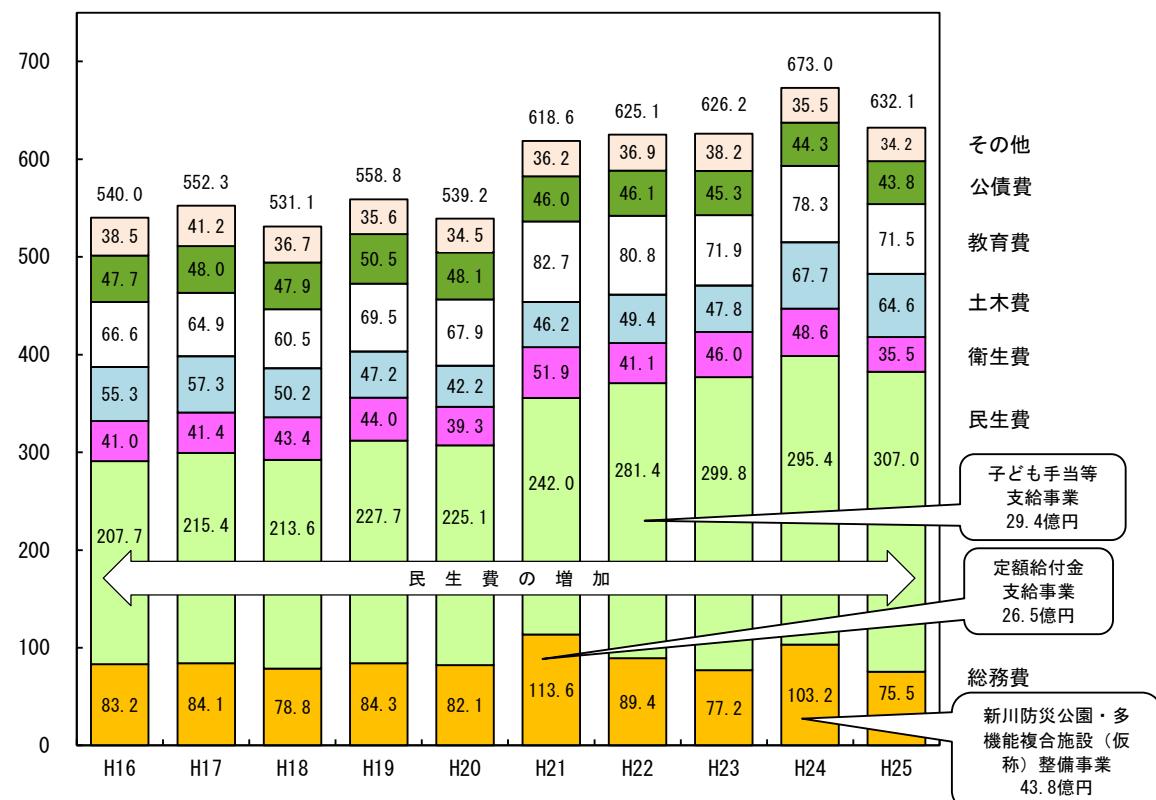
【図V-3】歳出決算額の推移（性質別）

決算額（億円）



【図V-4】歳出決算額の推移（目的別）

決算額（億円）



2 財政指標の目標達成状況

市町村は、市民に最も身近な自治体として、その日常生活や経済活動に深くかかわったサービスを提供しています。そのため、市町村が実施する事務事業は経常的な要素をもつたものが多くなりがちですが、その一方で、社会経済環境の変化に応じた新たなニーズに適切に対応することも求められます。したがって、財政構造の弾力性の維持が、財政運営における重要な要素となります。

こうした弾力性を図る主要な指標が、「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」、「人件費比率」です。そのため、三鷹市では、基本計画においてこれらの指標の具体的な数値目標を設定し、安定した行財政運営の推進を図ることとしています（【図V-5①②】参照）。

ここでは、主要な財政指標の過去10年間の推移をみるとともに、近隣市との比較等を行います。

【図V-5①】第3次基本計画期間における主要な財政目標

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	前 期									
					中 期					
経常収支比率	概ね80%台を維持				概ね80%台を維持				概ね80%台を維持	
公債費比率	概ね15%を超えないこと				概ね13%を超えないこと				概ね12%を超えないこと	
実質公債費比率 (準公債費比率)	概ね19%未満であること				概ね17%を超えないこと				概ね16%を超えないこと	
人件費比率	(120人の職員定数の見直し)				概ね25%を超えないこと				概ね24%を超えないこと	

※ 第3次基本計画は、計画期間を4年ごとの3期（前期・中期・後期）に分け、見直し（ローリング）を規定しています。この場合、前期の最終の年度であり中期の最初の年度である16年度と、中期の最終の年度であり後期の最初の年度である19年度については、調整期間としています。

【図V-5②】第4次基本計画期間における主要な財政目標

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	前 期											
						中 期						
経常収支比率	概ね80%台を維持 (特殊要因による場合にあっても 90%台前半に抑制)				—				—			
公債費比率	概ね10%を超えないこと				—				—			
実質公債費比率	概ね7%を超えないこと				—				—			
人件費比率	概ね22%を超えないこと				—				—			

※ 第4次基本計画は、計画期間を4年ごとの3期（前期・中期・後期）に分け、見直し（ローリング）を規定しています。

(1) 経常収支比率 『目標値 概ね 80%台を維持、特殊要因による場合にあっても90%台前半に抑制』

ア 経常収支比率とは

経常収支比率は、地方税、地方消費税交付金を中心とした経常一般財源のうち、どの程度が、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に充当されたかを見るものです。

この比率が低いほど、臨時の財政需要に対応できると判断されます。また、通常は、経常経費に充当された一般財源（分子）より、経常的な一般財源（分母）の方が大きいため、100%を下回ります。

近年、都市部の自治体では、一定の都市基盤整備が整い、都市としての成熟期を迎えたことで維持管理経費が中心となっていることから、比率が上昇する傾向にあります（【図V-7】参照）。

【経常収支比率の算出方法】

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{A}{B + C} \times 100$$

A 経常経費充当一般財源等（毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）

B 経常一般財源等（市税等の毎年度経常的に収入される一般財源）

C 臨時財政対策債発行額等

イ 経常収支比率の推移

三鷹市における経常収支比率の推移をみると（【図V-6】参照）、厳しい財政状況の中で人件費の削減や事業見直しなど経常経費の抑制に取り組んだことなどから、平成21年度までは80%台を維持してきました。

しかし、平成22年度に市税収入の減や扶助費の増などの影響によって90.4%に上昇しました。その後、引き続き経常経費の抑制に取り組んでいるものの、平成25年度も90%台となっています。

ウ 平成25年度の経常収支比率

三鷹市の平成25年度の経常収支比率は91.9%で、前年度の93.4%と比較して1.5ポイント改善しました。

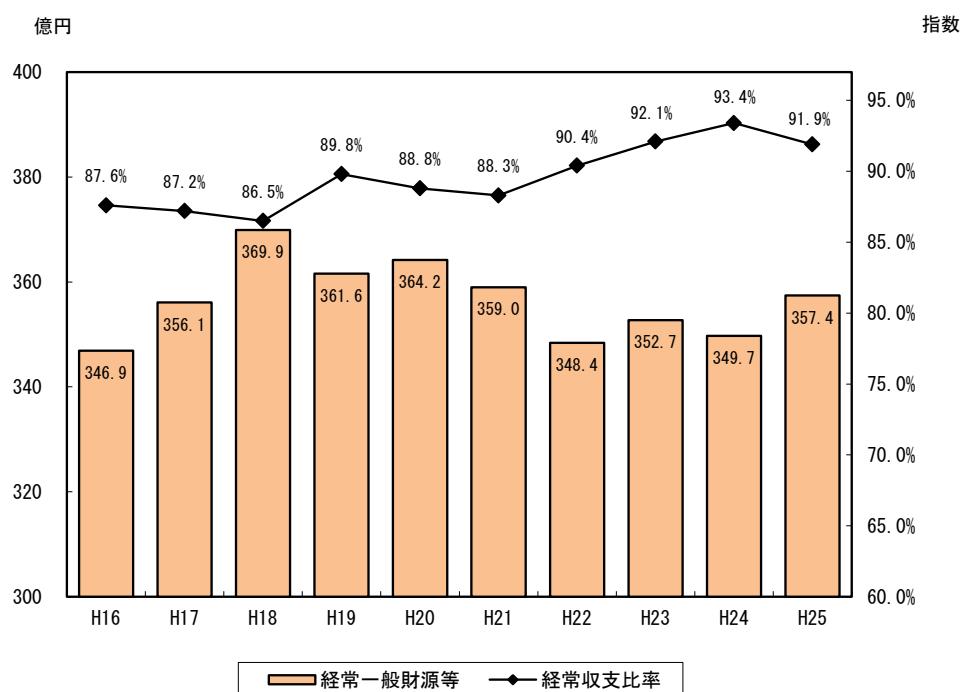
比率算定の分母においては、一定の活用を図ってきた臨時財政対策債が、地方交付税の不交付団体への配分を行わない方式への段階的な移行が完了したことから皆減となる一方、新增築による固定資産税の増などにより市税全体で4億4,418万7千円の増となったほか、景気の動向を反映して株式等譲渡所得割交付金が2億2,675万5千円の増となりました。その結果、分母全体では2億1,196万9千円、0.6%の増となりました。

分子となる「経常経費充当一般財源」では、前年度比3億1,752万9千円、1.0%の減となりました。これは、「事務事業総点検運動」及び「公共施設総点検運動」の推進、事業改善提案による見直しを行う「対話による創造的事業改革手法」の試行

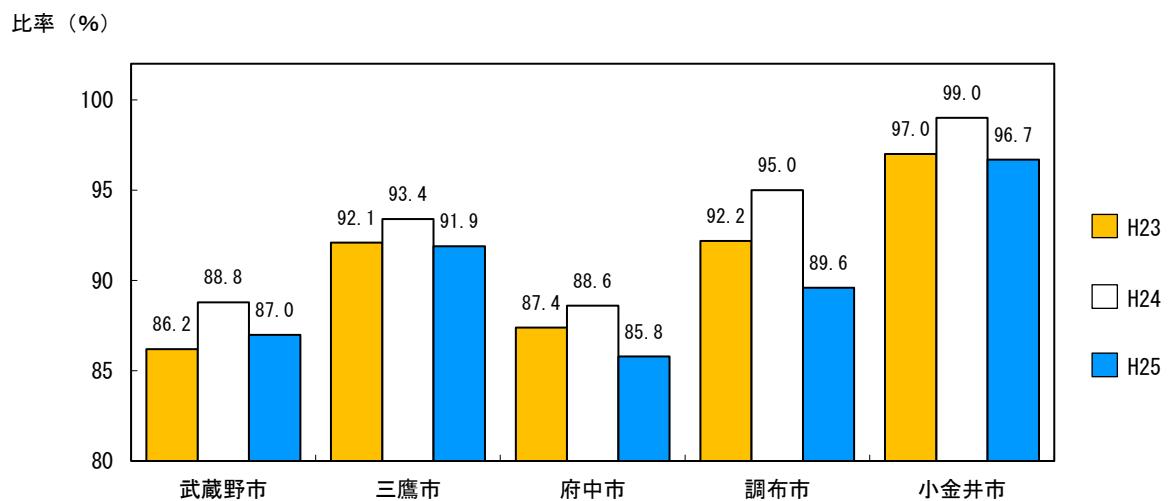
や、経費をかけずに市民満足度を高める「ゼロアップ創造予算」の推進により全体的な経常経費の削減に取り組んだほか、平成24年12月に環境センターの焼却炉の運転停止に伴い、ごみ処理場管理運営費が減となったことなどによるものです。

このように、分子が減少し、分母が増加したことにより、経常収支比率は前年度と比較して改善することとなりました。

【図V－6】三鷹市経常収支比率の推移



【図V－7】近隣市の経常収支比率の比較



(2) 公債費比率 《目標値 概ね 10%を超えないこと》

ア 公債費比率とは

公債費比率は、地方自治体が負担する地方債の元利償還金（公債費）の標準財政規模³に対する比率で、この比率が大きいほど、標準的に収入しうる一般財源に占める借金返済額の割合が高くなり、他の事業に充てる財源の余力が少なくなると判断されます。

【公債費比率の算出方法】

$$\text{公債費比率 } (\%) = \frac{A - B - C}{D - C} \times 100$$

- A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B 元利償還金に充当した特定財源
- C 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された公債費
- D 標準財政規模（標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額）

イ 公債費比率の推移

三鷹市では、市債の発行額の抑制と高金利債の繰上償還などによって、後年度負担の抑制に努めており、平成 13 年度以後は 10%を下回る状況が続きました。平成 16・17 年度は、武蔵野三鷹地区保健衛生組合の解散（平成 15 年度）に伴い、同組合債を引き継いだことから、一時 10%台となりましたが、その後は減少傾向が続いている（【図 V-8】参照）。

ウ 平成 25 年度の公債費比率

三鷹市の平成 25 年度の公債費比率は 6.6%で、前年度と比較すると 0.4 ポイント減少しています。

比率算定の分母においては、標準税収入額が増となったものの、臨時財政対策債が皆減になったことなどから、前年度比 4 億 5,493 万 8 千円、1.4% の減となりました。一方、分子では、地方債の元利償還金に充当した一般財源（上記算式中、「地方債の元利償還金（A）」から「元利償還金に充当した特定財源（B）」を控除した額）が、前年度比 1 億 6,746 万円、7.2% の減となりました。これは、再開発用地取得事業債の償還が完了したことに加え、低金利債への借換えや高金利債の繰上償還など、後年度負担の軽減を図ってきた効果によるものです。

このように、分子の減少幅が分母の減少幅を上回ったことから、公債費比率は改善することとなりました。

³ 地方自治体が標準的に収入しうる経常一般財源の規模を示すもので、概ね、標準税収入（地方税を標準的な税率で徴収したときの収入額）と普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計額です。基本的な財政指標や財政健全化指標の母数となるため、大きな意味を有しています。

(3) 実質公債費比率 《目標値 概ね 7 %を超えないこと》

ア 実質公債費比率とは

実質公債費比率は、自治体が負担する地方債の元利償還金に準元利償還金（公営企業の公債費に対する繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど）を加えた額の、標準財政規模に対する比率です。

この実質公債費比率の 3か年の平均が 18%を超えると、地方債を発行するためには国の同意ではなく許可が必要になります。また、「地方公共団体財政健全化法」においては、25%以上になると「財政健全化団体」となり、一部の地方債の発行が制限され、35%以上になると「財政再生団体」となり、多くの地方債の発行が制限されます。

【実質公債費比率の算出方法】

$$\text{実質公債費比率} (\%) = \frac{((A + B) - (C + D))}{(E - D)} \times 100$$

(3か年平均)

- A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C 元利償還金及び準元利償還金に充当される特定財源
- D 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金
- E 標準財政規模

イ 実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、平成 17 年度決算から、従来の準公債費比率にかわる新たな財政指標として加わったものです。また、平成 19 年度からは「地方公共団体財政健全化法」に基づく財政健全化指標の一つに位置づけられるとともに、算出方法が変更されました（元利償還金に充当される特定財源に都市計画税を加えるなど）。

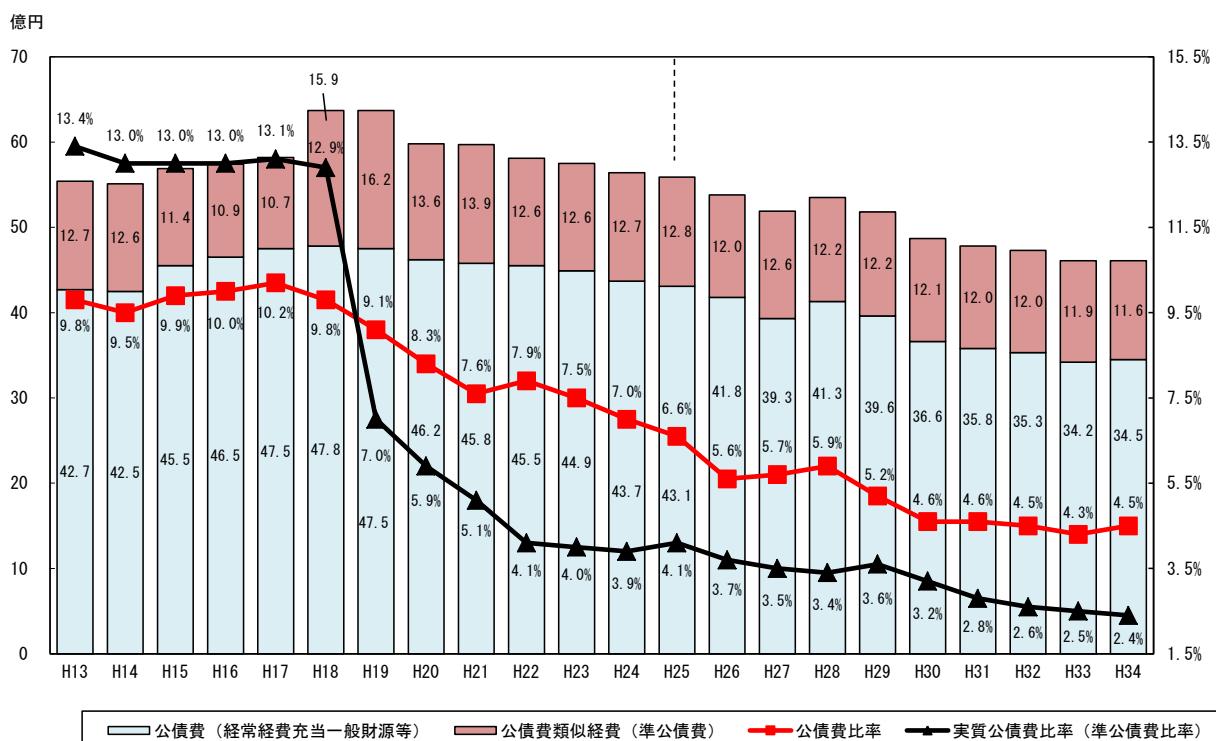
公債費比率と同様、市債発行の抑制と繰上償還等により後年度負担の抑制に努めていることなどから、現在の算出方法が導入された平成 19 年度以降、毎年減少傾向を示しています（【図 V-8】参照）。そのため、第 4 次三鷹市基本計画では、さらに厳しい数値目標を設定し、財政の弾力性の維持に努めることとしています。

ウ 平成 25 年度の実質公債費比率

平成 25 年度の実質公債費比率は 4.1%で、前年度と比較すると 0.2 ポイント上昇しています。

比率算定において分母となる標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額の見直しなどにより減となりました。また、分子となる元利償還金・準元利償還金においても、再開発用地取得事業債の償還終了に加え、低利債への借換え、高金利債の繰上償還など後年度負担を軽減する取り組みを行ってきたことから、単年度の比率は減となりました。しかし、平成 22 年度の単年度の比率を上回ったことから、実質公債費比率（3か年平均）は前年度と比べて 0.2 ポイントの増となりました。

【図V-8】公債費比率・実質公債費比率の推移と見込み



※ 平成18年度から準公債費比率（公債費比率の分子に、債務負担行為を設定した実質的な債務に係る支出額を加算した比率）の算定が廃止され、「地方公共団体財政健全化法」による新しい財政指標として実質公債費比率が用いられています。そのため、本図の平成17年度以前は準公債費比率、平成18年度以降の数値は、実質公債費比率を表示しています。

～「都市再生」の取り組みと公債費の推計～

三鷹市では、高度経済成長期に整備した施設の老朽化が進み、社会資本の改修や建替えの時期が順次到来しつつあります。今後、公共施設の計画的な保全と施設の老朽度等に応じた緊急的な対応を図りつつ、着実に「都市再生」を推進するには、集中的な資本投下が必要な状況にあります。

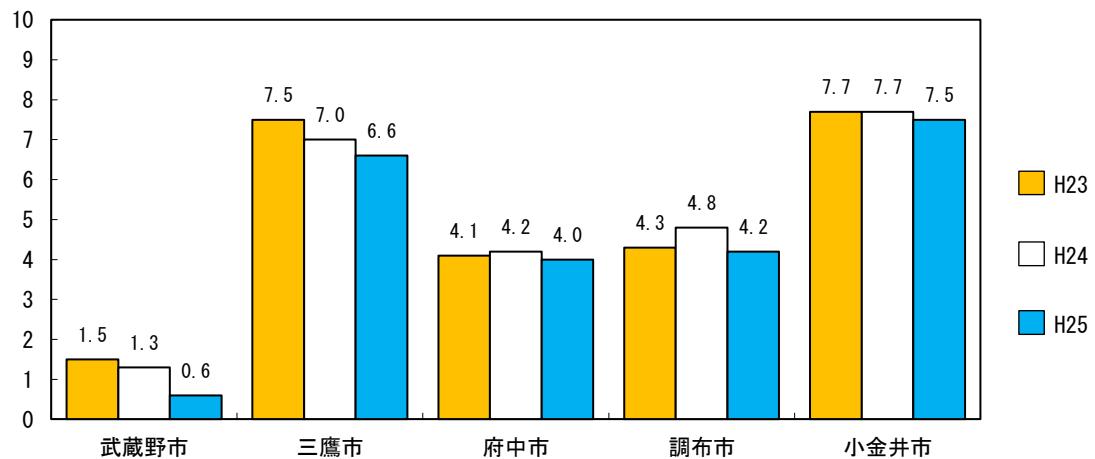
こうしたことから平成24年度、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備に着手しました。この事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財源確保の創意工夫を図っています。

また、暫定利用している井口特設グラウンド用地などの売払いを行い、市民負担の抑制を図ったうえで、世代間負担の公平の観点から、一定の地方債を活用することとしています。公債費は、現状水準以下で推移することから、今後も財政の健全性を確保しながら、持続可能な自治体経営を推進していきます。

なお、【図V-8】では、平成25年度までは実績額、平成26年度は決算見込額、平成27年度は補正後予算額、平成28年度以降は推計額（新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る起債見込額を含む）を記載しています。また、平成28年度以降は、井口地区の総合スポーツセンター（仮称）建設用地などの売却時期を平成29年度と仮定し、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る市債発行見込額約143億円のうち、売却収入見込額約65億円分を繰上償還する想定で試算しています。

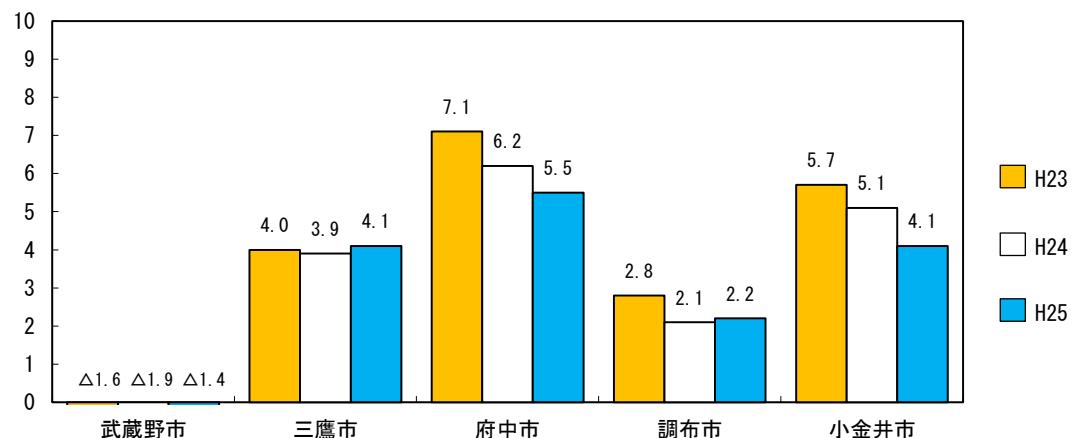
【図V-9】近隣市の公債費比率の比較

比率 (%)



【図V-10】近隣市の実質公債費比率の比較

比率 (%)



(4) 人件費比率 《目標値 概ね 22%を超えないこと》

ア 人件費比率とは

歳出決算に占める人件費の構成比率を人件費比率といいます。

人件費は、報酬、給料、職員手当など、勤務の対価として支払われる経費で、義務的経費⁴の代表的なものです。また、この比率が高いと、財政運営の硬直化につながるとされています（ただし、定年退職者数によって年度間で大きく増減する傾向があります。）。

【人件費比率の算出方法】

$$\text{人件費比率} (\%) = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出決算額}} \times 100$$

イ 人件費比率の推移

三鷹市では、行財政改革に積極的に取り組み、民間委託化、事務事業の見直しや再任用職員・嘱託職員の配置による職員定数の見直しを進めています。

普通会計の一般職員数は、平成 16 年度に 999 人であったものが、平成 25 年度には 928 人となり、この 10 年で 71 人の減となっています。また、給料月額の引き下げや各種手当の見直し・縮減などを進めていることから、退職金を除いた職員人件費は年々減少してきました。

ウ 平成 25 年度の人件費比率

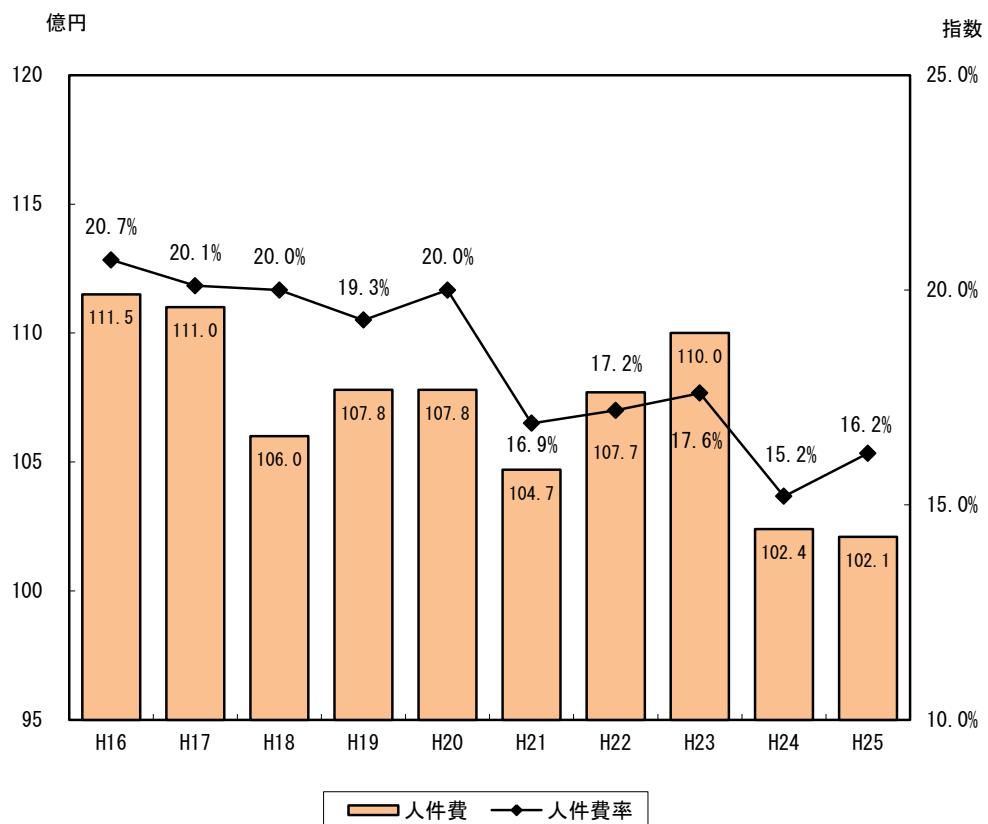
平成 25 年度の人件費比率は 16.2% で、前年度と比較すると 1.0 ポイントの増となっています（【図 V-11】参照）。

退職者数の増により退職手当が増加したものの、給料月額の引下げ、各種手当の見直しによる給与の適正化の取り組みや、保育園の公設民営化、学校給食調理業務の委託化などにより、人件費総額では前年度と比べて減となりました。しかし、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の用地取得費が減となったことなどから、分母となる歳出決算額が前年度を大きく下回ったため、人件費比率としては上昇しています。

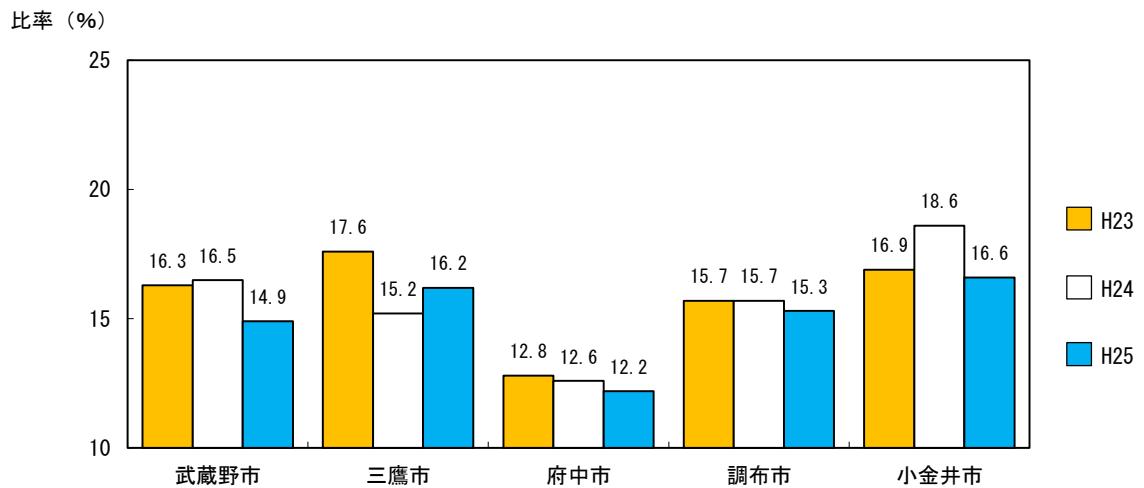
⁴ 義務的経費とは、地方自治体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の 6 費目は広い意味ではすべて義務的経費としての範疇に属しますが、その中でも人件費、扶助費、公債費の 3 つの費目が、厳密な意味での義務的経費とされています。

近時、地方自治体の財政構造においては、生活保護費をはじめとした扶助費の増加などにより、義務的経費が増加しています。

【図V-11】三鷹市人件費比率の推移



【図V-12】近隣市人件費比率の比較



3 財政比較分析表

「財政比較分析表」は、各地方自治体の①財政力指数、②経常収支比率、③人口1人当たりの人物費・物件費等の決算額、④将来負担比率、⑤実質公債費比率、⑥人口1,000人当たりの職員数、⑦ラスパイレス指数について、類似団体⁵との比較を分かりやすく図示するとともに、その結果について、要因や指標の改善に向けた取り組みなどを分析したものです。

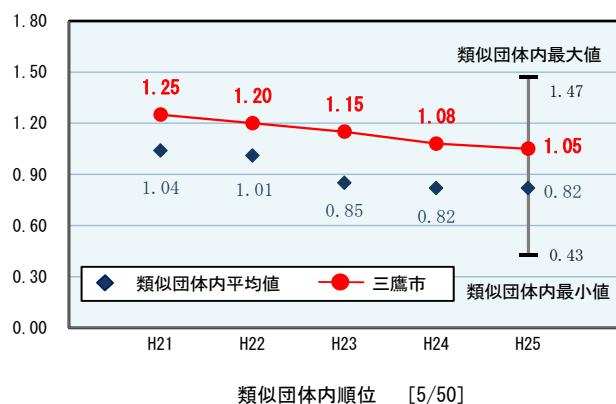
なお、三鷹市では、総務省の定める類似団体との比較に加え、より身近な分析を行うため、都内26市の「財政比較分析表」を独自に作成しています。

(1) 財政力 『財政力指数 1.05』

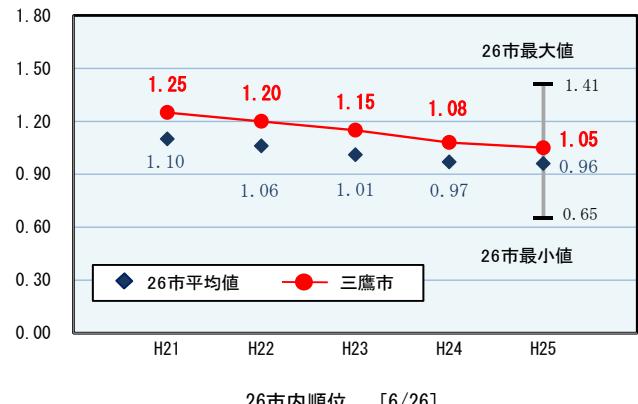
財政力指数は、地方交付税法の規定により算定した「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で除して得た数値の過去3か年の平均値をいい、地方自治体の財政力を示す指標として用いられます。この指数が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合は、当該自治体は普通交付税の不交付団体となります。

三鷹市では、市税が歳入の5割以上を占めるなど、安定した収入に支えられていることなどから、財政力指数は、昭和52年度以降「1」以上で推移してきました。

しかし、近年は、リーマンショックの影響による市税収入の減少などによって下降傾向となっています。また、平成23~25年度にわたり、地方交付税不交付団体への「臨時財政対策債発行可能額」の段階的見直しなどにより、平成25年度の財政力指数は1.05まで減少しています。



類似団体内順位 [5/50]



26市内順位 [6/26]

全国平均	0.49
東京都平均	0.73

※ 数値が高いほど、財政力が強いと判断

⁵ 類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体をいいます。三鷹市と同類型の「IV-1」に属する50団体（人口15万人以上、二次、三次産業就業人口が95%未満で、三次産業が55%以上）は、次のとおりです。

釧路市	帯広市	苫小牧市	弘前市	石巻市	福島市	ひたちなか市	小山市	狭山市
上尾市	新座市	久喜市	市川市	松戸市	野田市	佐倉市	習志野市	市原市
流山市	八千代市	浦安市	八王子市	立川市	三鷹市	府中市	調布市	町田市
小平市	日野市	東村山市	西東京市	藤沢市	秦野市	高岡市	上田市	大垣市
津市	松阪市	鈴鹿市	宇治市	和泉市	伊丹市	出雲市	東広島市	宇部市
山口市	徳島市	今治市	佐賀市	都城市				

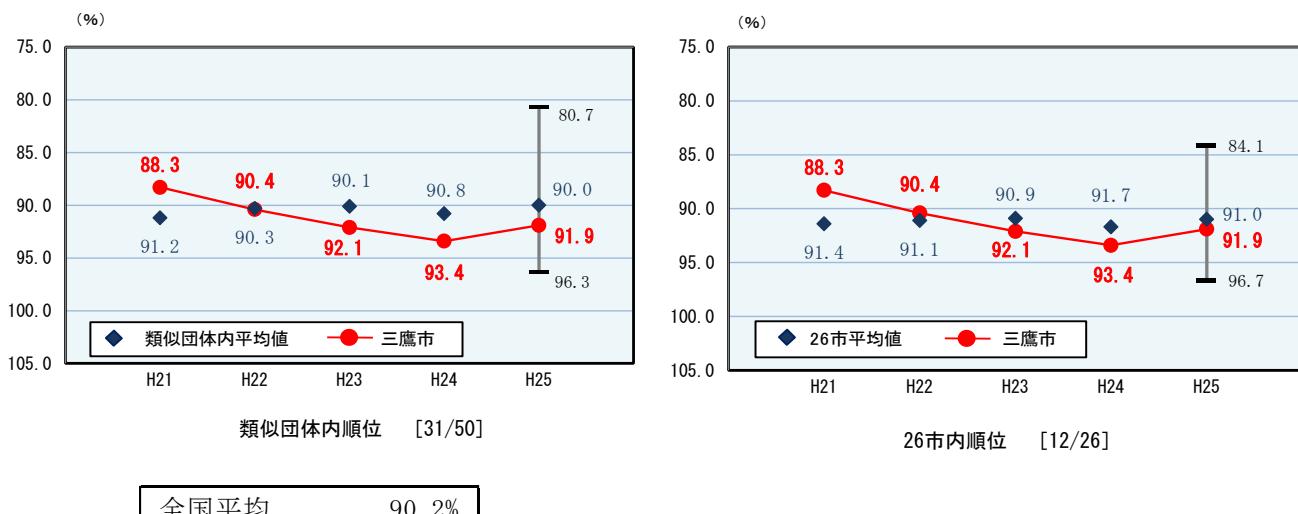
(2) 財政構造の弾力性 《経常収支比率 91.9%》

市税収入が低迷する一方で、生活保護費などの扶助費が増加する中、行財政改革を推進することで、平成21年度までは経常収支比率を概ね80%台に維持してきました。

しかし、平成22年度には、生活保護費国庫負担金の一部が、翌年度の追加交付となつことなどから、90%を超えることとなりました。また、平成23年度以降も待機児童解消に向けた私立認可保育園開設等に伴う私立保育園運営費の増や、障がい福祉サービス利用者の伸びによる扶助費の増などにより、同様の傾向となりました。

平成25年度の三鷹市の比率は、類似団体や都内26市の平均と比較すると若干高くなっていますが、比率算定において分母に算入される「臨時財政対策債発行額」が、地方交付税の不交付団体への配分を行わない方式に移行したことが一つの要因となっています。しかし、全体的な経常経費の削減に取り組んだほか、平成24年12月に環境センターの焼却炉の運転を停止したことによりごみ処理場管理運営費が大幅に減となつたことなどから、前年度比で1.5ポイント改善しました。

地方自治体全体の歳出構造が、社会保障関連経費や施設の維持管理経費を中心となるなど、経常経費の占める割合が増える中、引き続き行財政改革の推進によって経常経費の削減に取り組み、財政の弾力性の確保を図っていきます。



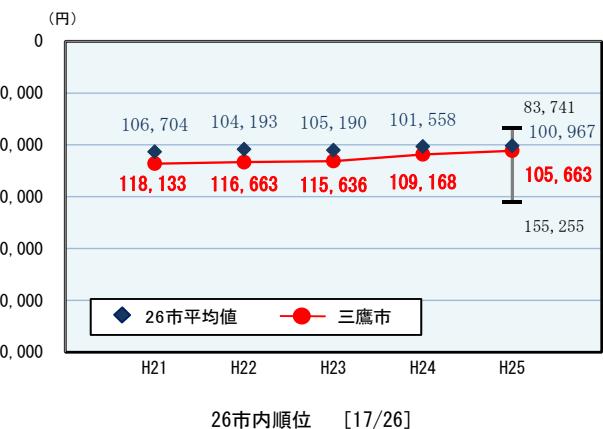
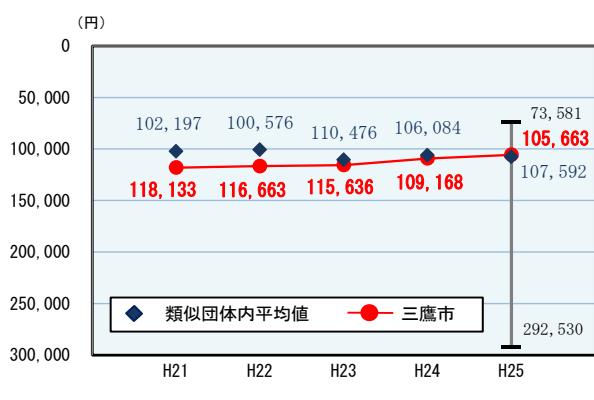
(3) 人件費・物件費等の状況

《人口1人当たり人件費・物件費等決算額 105,663円》

人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額は、都内26市の平均をやや上回ったものの、類似団体の平均を下回ることとなりました。

人件費については、職員定数の見直しや各種手当の引き下げなど給与水準の適正化に取り組んでいます。

物件費等については、毎年度、予算編成においてマイナスシーリングを実施し、総額での抑制を図っています。また、平成 22 年度からは「事務事業総点検運動」に取り組み、全庁一丸となって経費削減に努めるとともに、「公共施設総点検運動」によって、施設の維持管理に関する仕様と作業量の検証を行い、維持管理経費の適正化を進めています。平成 25 年度は、事業改善提案による見直しを行う「対話による創造的事業改革手法」の試行や、経費をかけずに市民満足度を高める「ゼロアップ創造予算」の推進など、更なる行財政改革を実施したほか、環境センターの焼却炉の運転停止によりごみ処理場管理運営費が減となったことなどから、物件費等が減となりました。



全国平均	116,288円
東京都平均	115,912円

※ 数値が低いほど、人件費・物件費等が抑制されていると判断

(4) 将来負担の状況 『将来負担比率 40.8%』

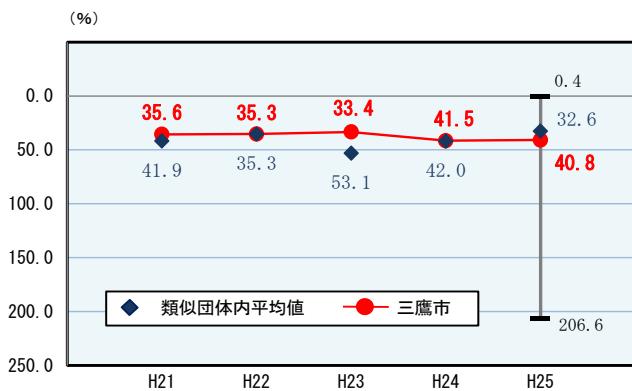
三鷹市の将来負担比率⁶は、類似団体及び都内 26 市の平均とともに上回ることとなりました。これは、市債と基金の現在高の影響などによるものです。

平成 25 年度の三鷹市の比率は、職員定数の見直しや退職手当支給率の改定などにより退職手当負担見込額が減となったほか、地方債現在高が減となったことなどにより、前年度比 0.7 ポイントの減となっています。

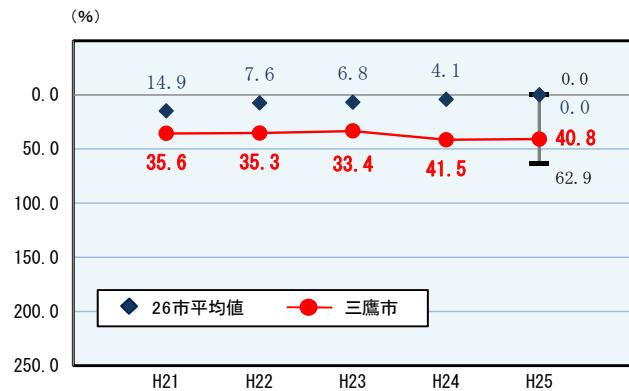
⁶ 将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負担額の、標準財政規模に対する比率です。「地方公共団体財政健全化法」に基く健全化判断比率の一つで、次により算出します。

$$\text{将来負担比率} = A - (B + C + D) / E - F$$

- A 将来負担額（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当見込額など）
- B 充當可能基金額
- C 特定財源見込額
- D 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- E 標準財政規模
- F 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額



類似団体内順位 [29/50]



26市内順位 [22/26]

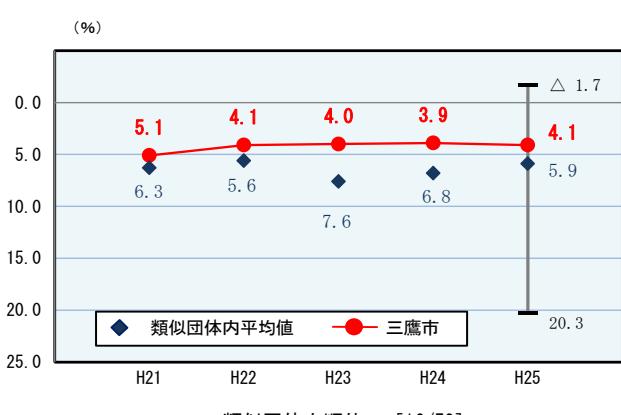
全国平均	51.0%
東京都平均	0.0%

※ 数値が低いほど、将来的な財政圧迫の可能性が低いと判断

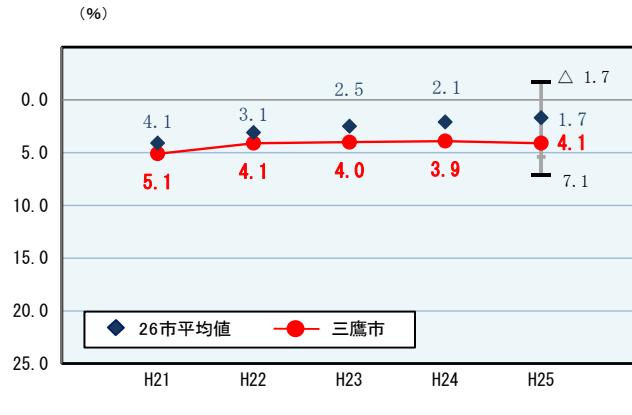
(5) 公債費負担の状況 <実質公債費比率 4.1%>

実質公債費比率は、類似団体平均は下回っているものの、都内 26 市の平均を上回っています。これは、市債の元利償還金と準元利償還金の影響などによるものです。

平成 25 年度の三鷹市の比率は、再開発用地取得事業債の償還終了に加え、これまでの低金利債への借換え、高金利債の繰上償還などによって後年度負担を軽減してきたことから、単年度の比率は減となりました。しかし、平成 22 年度の単年度の比率を上回ったことから、前年度比 0.2 ポイントの増となっています。



類似団体内順位 [16/50]



26市内順位 [21/26]

全国平均	8.6%
東京都平均	△0.4%

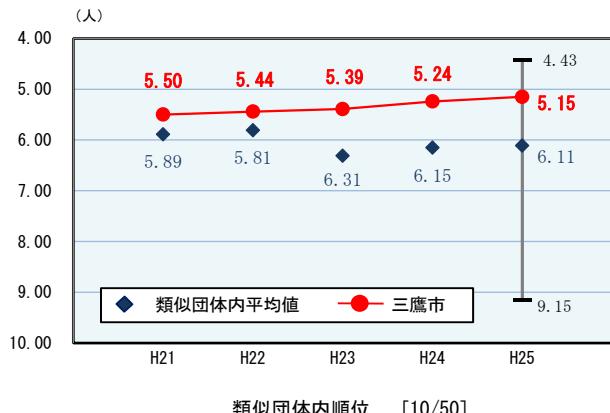
※ 数値が低いほど、公債費による財政負担の度合いが低いと判断

(6) 定員管理の状況 <人口 1,000 人当たりの職員数 5.15 人>

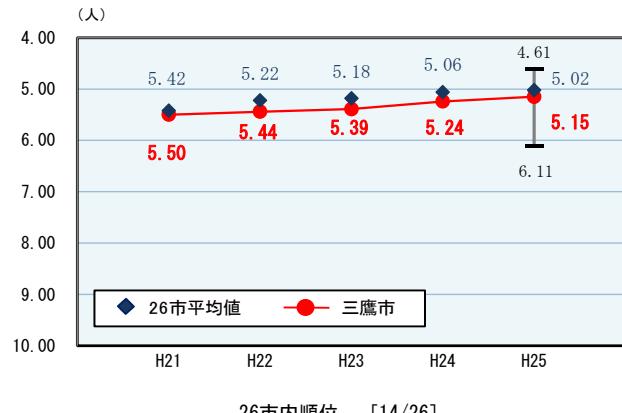
三鷹市では平成 7 年度以降、国や他団体に先んじて定員管理の適正化に取り組んできました。また、現在も、平成 24 年 3 月策定の「三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」に基づき、更なる職員定数の見直しに取り組んでいます。その結果、取り組み前の職員数 1,334 人（平成 7 年 4 月現在）が、964 人（平成 26 年 4 月現在）となり、

27.7%削減されました（公益法人等派遣職員を除く。）。この削減率は、当該期間における全国市町村の平均の約1.4倍の数値となっています。

引き続き、事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化などに着実に取り組むとともに、職員の適正配置を推進し、組織力の維持向上を図っていきます。



類似団体内順位 [10/50]



26市内順位 [14/26]

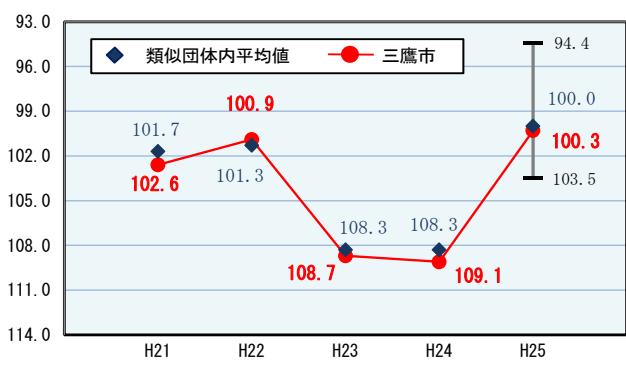
全国平均	6.96人
東京都平均	6.06人

※ 数値が低いほど、定員管理が進んでいると判断

(7) 給与水準（国との比較） 《ラスパイレス指数 100.3》

ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数で、国が定めたルールにより、各年4月1日を基準日として算定します。「財政比較分析表」では、決算年度の翌年度の数値を表記しています。

三鷹市では、職務の困難度や責任の度合いに応じた給与制度を平成12年度から導入して以降、ラスパイレス指数は6.2ポイント低下しました。制度導入後も国における給与構造改革への対応も含めて給与の適正化に継続的に取り組んできました。今後も地方分権時代にふさわしい給与制度の確立に向けて見直しを行っていきます（平成23・24年度は、国家公務員を対象とした時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置を踏まえた指数）。



類似団体内順位 [26/50]



26市内順位 [11/26]

全国市平均	98.6
全国町村平均	95.6

※ 数値が低いほど、給与水準が低いと判断

4 経常経費分析表

「経常経費分析表」は、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率を、①人件費、②扶助費、③公債費、④物件費、⑤補助費等、⑥その他の経費、⑦公債費以外、の7区分に分け、類似団体との比較結果を分かりやすく図示するとともに、その結果について、要因及び指標の改善に向けた取り組み等を公表するものです。

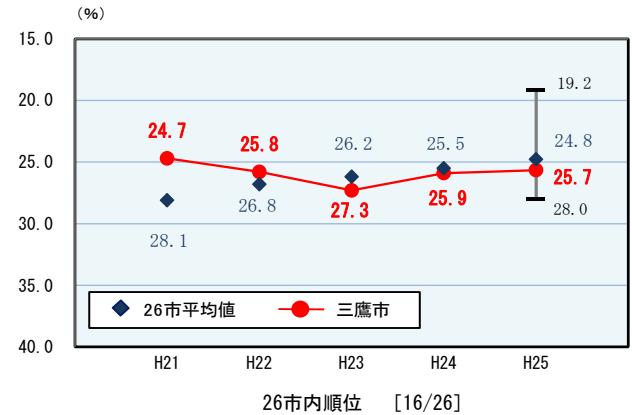
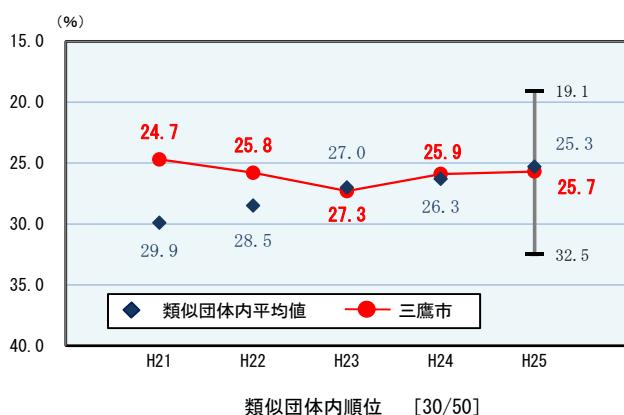
なお、三鷹市では、「財政比較分析表」と同様に、都内26市の「経常経費分析表」を独自に作成しています。

(1) 人件費 《経常収支比率 25.7%》

三鷹市では、以前から職員数を低く抑えるとともに、行財政改革の取り組みの中で、定数の見直しを継続して行ってきました。また、給料や諸手当全般にわたって見直しを図り、給与水準の適正化に努めています。

平成25年度は、退職者数が増となった一方、給料月額の引下げ、退職手当の見直しとともに、保育園の公設民営化、学校給食調理業務の委託化などにより職員定数の見直しを図ったことから、人件費に係る経常収支比率が減となりました。なお、平成23年度に比率が上昇しているのは、公益法人等への派遣職員人件費を補助金等による支給から市の直接支給に切り替えたことなどの影響によるものです。

今後も、職員配置と給与水準の適正化を進めています。

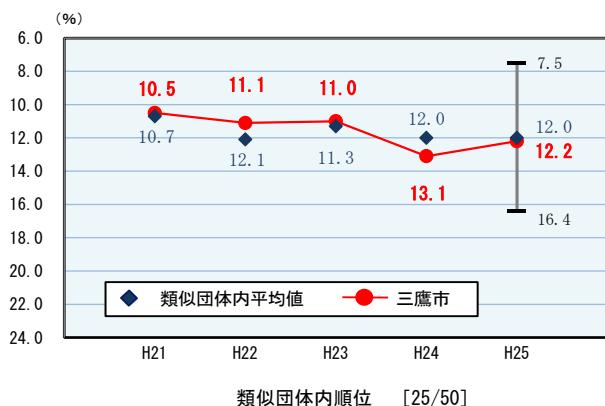


全国市町村平均	23.7%
東京都市町村平均	24.9%

(2) 扶助費 ◆経常収支比率 12.2%

昨今の厳しい社会経済状況の中、生活保護費が大きな割合を占めるとともに、障がい福祉サービス利用者の伸びを反映して、障がい者（児）自立支援給付費が増加しています。また、待機児童の解消として積極的に進めている私立認可保育園の増設の影響などもあり、扶助費に係る経常収支比率は、年々上昇傾向を示しています。

平成25年度は、生活保護費が前年度と比較して微減となるとともに、生活保護費国庫負担金の前年度不足額が交付されたことにより充当財源が増となったことなどから、前年度比0.9ポイントの減となっています。

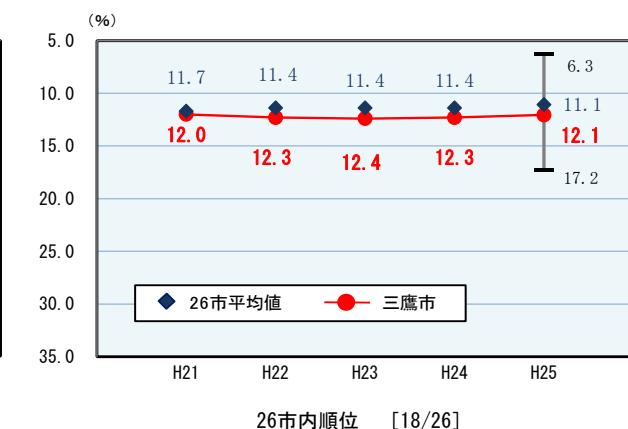
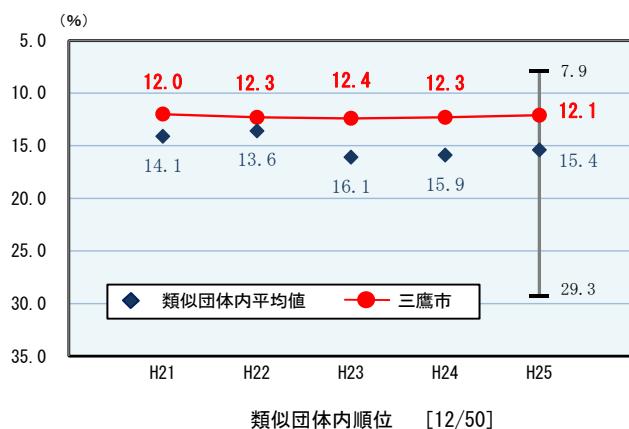


全国市町村平均	11.3%
東京都市町村平均	13.7%

(3) 公債費 ◆経常収支比率 12.1%

これまで、低金利債への借換えや高金利債の繰上償還などに取り組んできたことから、公債費に係る経常収支比率は、類似団体内平均値を下回っています。また、都内26市の平均とほぼ同水準で推移しています。

なお、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業など「都市再生」への取り組みを進めるに当たり、今後も一定の市債の活用を見込んでいますが、計画的かつ適正な活用によって、公債費の後年度負担の軽減に努めています。

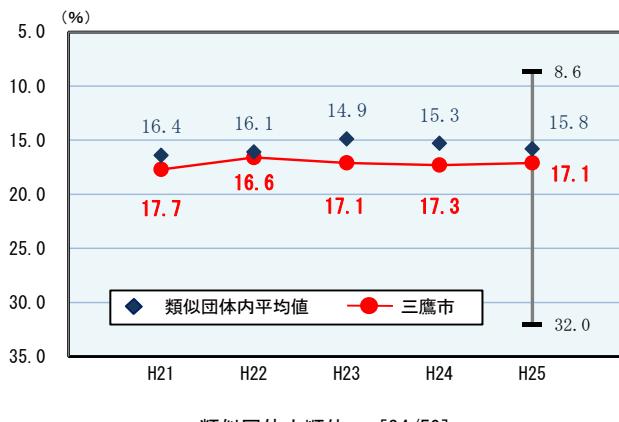


全国市町村平均	18.6%
東京都市町村平均	11.2%

(4) 物件費 ◆経常収支比率 17.1%

三鷹市では、公立保育園の民営化や学校給食調理業務の民間委託化をはじめとする事業の民営化・委託化を推進しています。そのため、人件費に係る経常収支比率が低い一方で、物件費に係る比率が高くなっています。

今後も、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」に基づき、民営化・委託化の一層の推進を図っていきます。



類似団体内順位 [34/50]



26市内順位 [15/26]

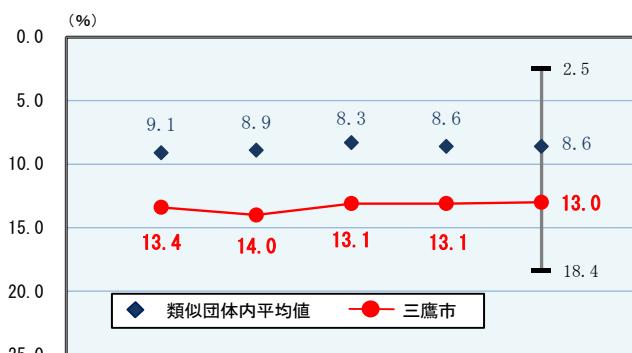
全国市町村平均	13.7%
東京都市町村平均	17.2%

(5) 補助費等 ◆経常収支比率 13.0%

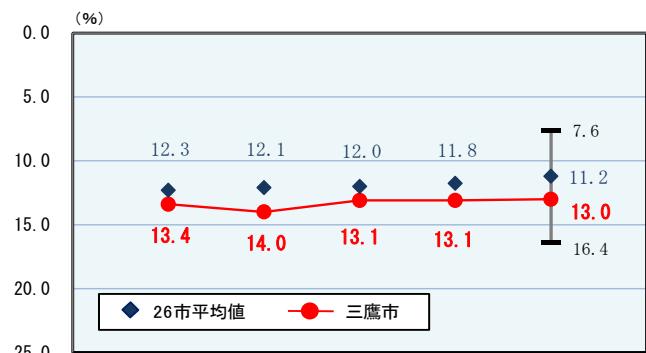
類似団体内や都内 26 市と比較して、補助費等に係る経常収支比率が高くなっています。これは、様々な事業実施において、市民・N P O ・事業者等との協働を推進しているためです。

平成 25 年度は、ふじみ衛生組合負担金が同組合の積極的な財源確保及び歳出の抑制によって減となるなど、前年度比 0.1 ポイントの減となりました。

今後も、予算編成などを通じて、事業の内容精査を徹底し、目的に沿った適切な執行がなされるよう、一層の適正化に取り組んでいきます。



類似団体内順位 [39/50]

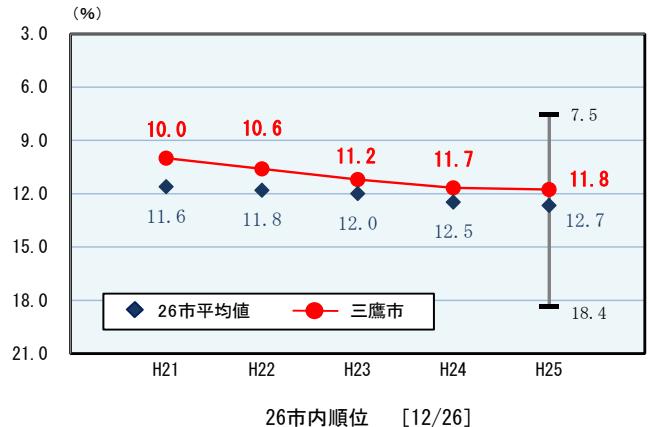
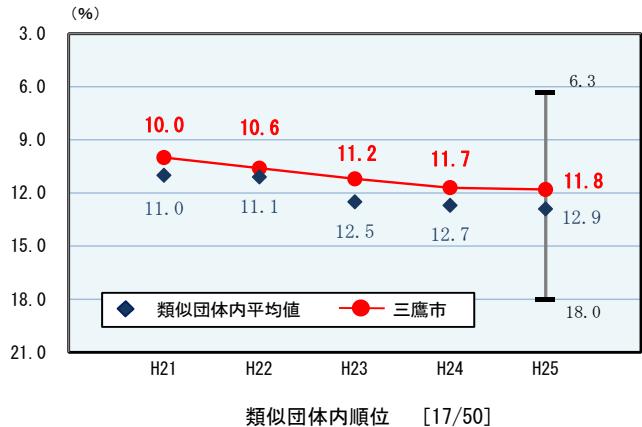


26市内順位 [19/26]

全国市町村平均	10.0%
東京都市町村平均	11.3%

(6) その他 <経常収支比率 11.8%>

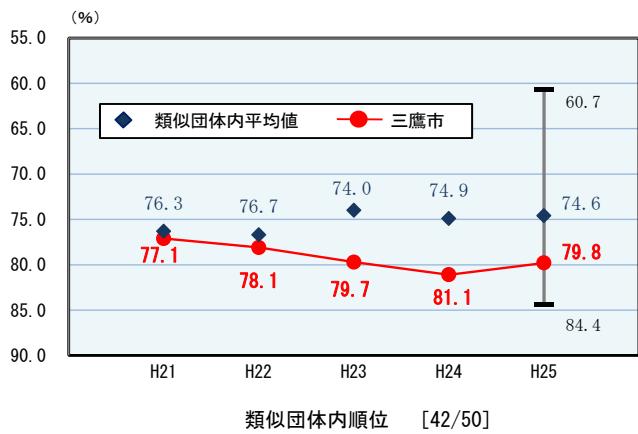
「その他」の経費は、人件費、物件費、扶助費、公債費、補助費等を除いた経費です。その大部分は特別会計への繰出金であり、長寿化の進展などによる介護保険給付費や後期高齢者医療制度への負担金の増などにより、比率が増加傾向にあります。



全国市町村平均	12.9%
東京都市町村平均	12.6%

(7) 公債費以外 <経常収支比率 79.8%>

「事務事業総点検運動」により経常的な業務の見直しを行っていますが、平成25年度は、「対話による創造的事業改革手法」の試行や「ゼロアップ創造予算」の推進など、更なる行財政改革を実施したほか、平成24年12月に環境センターの焼却炉の運転を停止したことによるごみ処理場管理運営費の減などにより、前年度比1.3ポイントの減となりました。



全国市町村平均	71.6%
東京都市町村平均	79.7%

5 財政状況等一覧表

地方自治体が市民の理解と協力を得ながら、財政の健全化を推進していくためには、総合的な財政情報の一覧性をもった開示が求められています。

そのため、一般会計等に加え企業会計などの特別会計や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた財政状況をお示しする方策の一つとして、「財政状況等一覧表」を作成・公表しています。

各会計、関係団体の財政状況（平成25年度）

1 一般会計等の財政状況

(単位：百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	格會計等からの繰入金	地方債現在高	備考
1 一般会計	64,749	63,299	1,450	1,423	2,295	42,525	
一般会計等 計	64,749	63,299	1,450	1,423	2,295	42,525	

2 公営企業会計等の財政状況

(単位：百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剩余額/ 不足額 (実質収支)	格會計等からの繰入金	企業債 (地方債) 現在高	左のうち一般 会計等繰入 見込額	資金不足 比率	備考
1 国民健康保険事業特別会計	17,286	17,106	180	180	2,449	–	–	–	
2 下水道事業特別会計	3,318	3,312	5	5	1,170	11,009	6,473	–	法非適用企業
3 介護サービス事業特別会計	1,051	1,047	4	4	244	612	167	–	
4 介護保険事業特別会計	10,734	10,687	47	47	1,566	–	–	–	
5 後期高齢者医療特別会計	3,421	3,416	5	5	1,443	–	–	–	
公営企業会計等 計	35,810	35,568	242	242	6,872	11,621	6,640	–	

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位：百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剩余額/ 不足額 (実質収支)	格會計等からの繰入金	企業債 (地方債) 現在高	左のうち一般 会計等繰入 見込額	備考
1 ふじみ衛生組合	1,887	1,484	402	402	–	3,148	1,406	
2 東京たま広域資源循環組合	10,907	10,443	464	464	266	10,230	307	
3 東京市町村総合事務組合（一般会計）	932	910	21	21	23	–	–	
4 東京市町村総合事務組合（交通災害共済事業特別会計）	515	399	117	117	85	–	–	
5 東京都後期高齢者広域連合（一般会計）	5,719	5,659	59	59	1,598	–	–	
6 東京都後期高齢者広域連合（後期高齢者医療特別会計）	1,161,940	1,129,127	32,812	32,812	16,486	–	–	
一部事務組合等 計	1,181,900	1,148,022	33,875	33,875	18,458	13,378	1,713	

4 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位：百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
1 (一財) 三鷹市勤労者福祉サービスセンター	△7	147	100	21	–	–	–	–	
2 (公財) 三鷹市芸術文化振興財団	△13	146	100	268	–	–	–	–	
3 (公財) 三鷹国際交流協会	△14	506	500	9	–	–	–	–	
4 ○ 株式会社 まちづくり三鷹	38	503	285	3	–	–	185	19	
5 ○ 三鷹市土地開発公社	–	9	5	41	–	9,044	–	–	
地方公社・第三セクター等 計	4	1,311	990	342	–	9,044	185	19	

*地方公共団体が①25%以上出資している法人又は②財政支援を行っている法人を記載している。

*地方公共団体財政健全化法に基づき将来負担比率の算定対象となっている法人については、法人名の前に○印を付与している。

6 「地方公共団体財政健全化法」による健全化判断比率

本市の平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率⁷は、【図 V-13】のとおりです。

実質赤字比率⁸、連結実質赤字比率⁹とも、分子に当たる実質赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。

実質公債費比率は 4.1% で、前年度と比べて 0.2 ポイントの増となりました。平成 25 年度は、再開発用地取得事業債などの償還が終了したほか、低利債への借換え、高金利債の繰上償還など後年度負担を軽減する取り組みの効果として、公営企業や一部事務組合を含む元利債還金・準元利債還金が減となり、単年度の数値としては減となったものの、平成 22 年度の単年度の比率を上回ったことなどから、3か年平均の数値としては増となりました。

また、将来負担比率は 40.8% で、前年度と比較すると 0.7 ポイントの減となりました。平成 25 年度は、退職手当支給率の改定などによる退職手当負担見込額の減や地方債現在高の減となったことにより、数値が減少したものです。

公営企業（下水道事業特別会計）に係る資金不足比率についても、分子となる資金不足額の発生がありませんでしたので、表示される数値はありません。

以上のように、本市の平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率等は、いずれも法律に規定される早期健全化基準及び財政再生基準を超える状況にはありません。今後も「自治基本条例」に定める自治体経営の趣旨に従い、財政状況をはじめとして適切な情報公開、情報提供を行いながら、健全な財政運営を進めていきます。

【図 V-13】健全化判断比率等

区分	平成25年度	平成24年度	増△減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.60%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.60%	30.00%
実質公債費比率	4.1%	3.9%	0.2 ポイント	25.0%	35.0%
将来負担比率	40.8%	41.5%	△0.7 ポイント	350.0%	
資金不足比率	—	—	—	※ 20.0%	

※ 経営健全化基準

⁷ 「地方公共団体財政健全化法」が平成 19 年 6 月に成立し、平成 19 年度決算から、財政の健全度を測る指標として、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の 4 つの健全化判断比率を算定し、公表することとなりました。また、公営企業の経営の健全性に関する指標として、資金不足比率を算定し、公表することとなりました。さらに、平成 20 年度決算からは同法が全面的に施行され、健全化判断比率が一定の基準以上となった場合の「財政健全化計画」の策定の義務付けなどの規定も適用されることとなりました。

⁸ 一般会計等における実質的な赤字額（歳出総額が歳入総額を上回る場合の赤字額）の標準財政規模に対する比率で、次により算出します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

⁹ すべての会計の実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率で、次により算出します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

7 決算カードによる財政状況検証（『 』内は決算カードの項目を記載）

普通会計の決算額などの基礎数値を1枚のペーパーにまとめた決算カードには、その年度の歳入、歳出の状況や財政指標などが簡潔に記載されています。以下では、決算カードを活用した財政状況検証のポイントをご紹介します。なお、平成25年度以前の三鷹市の決算カードは、市のホームページや相談・情報課（市役所2階）で閲覧できます。

また、総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>)からは、全国自治体の決算カードが入手可能です。

（1）他団体との比較 ⇒ 『市町村類型』

行政機能の相違を踏まえながら、人口と産業構造により全国の市町村を分類したものです。分類した結果、同じ類型に属する団体を類似団体といいます。

（2）収支から見た経営状況 ⇒ 『決算収支の状況』

その年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源¹⁰を差し引いた額を実質収支といい、その年度の経営状況を示しています。地方自治体は営利を目的とせず、市税などの財源を住民福祉の向上などに充てることを基本としているため、民間企業のように実質収支の黒字が多いほど経営状況が良好であるとは断定できません。標準財政規模¹¹に占める実質収支の割合を実質収支比率といい、一般的には3～5%程度が望ましいとされています。

（3）財政運営の健全性・弾力性等 ⇒ 『指標等』

ア 財政力と地方交付税の依存度 —— 『財政力指数』

地方交付税制度に基づき算出した基準財政収入額¹²を基準財政需要額¹³で除した数値（単年度の財政力指数）の過去3か年の平均値を財政力指数といいます。単年度の数値が「1」を下回ると標準的な行政を行う財政力がないとされ、その不足分を補うために普通交付税が交付される仕組みになっています（前掲3(1)）。

¹⁰ 性質上、年度内に支出を終わらない見込みがある費用について、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して支出する繰越明許費などに充てるべき財源のことをいいます。

¹¹ 地方交付税制度上の数値で、全国統一の画一的な基準によって算定された標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の標準規模を示すものです。

¹² 標準財政規模のおおよそ75%を基準財政収入額といいます。これは、自治体の一般財源（＝標準財政規模）のうち75%が標準的な水準の行政に使用され、残りの25%は標準的な水準を超えた行政経費や各自治体独自の行政需要に使われるという仮定の上に立って算定されることになります。

¹³ 地方交付税の算定に用いるため、標準的な水準の行政を行うための経費を全国画一的に仮定して算出するものです。人口や面積などの数値を基礎に、それぞれの財政需要に関する費目ごとに計算されます。国の地方財政計画で保障する行政経費などを中心に算定するため、各団体で現実に必要とする行政経費を算定するものではありません。

イ 財政構造の弾力性 —— 『経常収支比率』

財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられています（前掲2(1)）。

『性質別歳出』では、人件費や物件費などの性質別の経常収支比率が記載されており、市税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されているのかを把握できます。

ウ 公債費の財政負担 —— 『公債費比率、公債費負担比率』

公債費の財政負担を示す指標です（公債費比率については、前掲2(2)）。

公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源（「性質別歳出」の充当一般財源等）の一般財源等総額に対する比率をいいます。一般的には15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。

エ 将来の財政運営

—— 『地方債現在高、債務負担行為の翌年度以降支出予定額、積立金現在高』

地方債現在高は、借入金の残高を示しています。また、債務負担行為¹⁴の翌年度以降支出予定額は、債務負担行為を設定し今後の支出を約束した経費を示しています。いずれも、将来において支出が義務づけられた経費であり、こうした後年度負担に十分留意した財政運営を行う必要があります。

一方、積立金現在高は、将来の施策実現等のために積み立てた市の預金残高で、安定的な財政運営ができるよう、一定額の確保が必要となります。

(4) 財政運営の健全性・弾力性等 ⇒ 『健全化判断比率』

平成19年6月に「地方公共団体財政健全化法」が成立し、財政の健全度を測る指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定し、公表することとなりました（前掲6）。

(5) 職員の配置状況と給与支給状況等 ⇒ 『一般職員』『特別職等』

一般職員の職員数や1人当たり支給月額などが記載されており、その推移により、職員定数の見直しなど、行財政改革の取り組み状況を把握することができます。

(6) 各公営事業会計の経営状況 ⇒ 『公営事業の状況』

国民健康保険事業や下水道事業などの公営事業会計の収支状況と、収支の補填である普通会計からの繰入金をみるとことにより、各公営事業の経営状況を把握できます。

(7) 市税の収入状況等 ⇒ 『市町村民税』

税目区分ごとの決算額、構成比、増減率等が記載されており、税収構造の特徴点が把握できます。

¹⁴ 複数年度にわたる大規模な建設事業や、将来買い取ることを前提に土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費などに対して、翌年度以降に支出を行う際に設定します。債務負担行為は、事項、期間、限度額について予算の内容の一つとして定める必要があります。

平成 25 年度 決算カード

平成 25 年度 決算状況		団体コード	132047	市町村類型	IV-1
団体名		三鷹市		25 年度交付税種地区分	II-10
人口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況	
国調 増減率 (22年/17年) 22年 186,083人 5.1%		過疎 山村 離島 (不交付) 首都 近郊整備 既成市街地 広域行政圏		<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 ふじみ衛生組合	
住民基本台帳 対前年度増減率 (参考) 65才以上人口 26.1.1 180,194人 0.0%		面積 16.50 km ²		<収益事業>	
決算収支の状況(千円)		平成 25 年度		平成 24 年度	
1.歳入総額 A 64,663,945		68,656,787		<その他>	
2.歳出総額 B 63,213,557		67,297,382		東京市町村総合事務組合 東京都後期高齢者医療広域連合	
3.歳入歳出差引額 C (A-B) 1,450,388		1,359,405		<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 ふじみ衛生組合	
4.翌年度に繰り越すべき財源 D 26,896		12,755		<収益事業>	
5.実質収支 E (C-D) 1,423,492		1,346,650		<その他>	
6.単年度収支 F 76,842		67,828		東京市町村総合事務組合 東京都後期高齢者医療広域連合	
7.積立金 G 224,974		562,250		<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 ふじみ衛生組合	
8.繰上償還金 H 53,100		0		<収益事業>	
9.積立金取崩額 I 750,000		0		<その他>	
10.実質単年度収支 J (F+G+H-I) △ 395,084		630,078		<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 ふじみ衛生組合	
一般職員 (26.4.1現在)				特別職等 (26.4.1現在)	
区分	職員数人 A	4月分給料支払 総額 B 千円	1人当たり支給月 額 B/A 円	区分	改定実施年月日 1人当たり平均給料 (報酬)月額 円
一般職員	925	304,416	329,099	市町村長	25.1.1 1,030,000
うち技能労務職	85	28,720	337,882	副市町村長	25.1.1 870,000
教育公務員	3	1,415	471,700	教育長	25.1.1 810,000
消防職員	0	0	0	議長 640,000
臨時職員	0	0	0	副議長	7.12.1 580,000
合計	928	305,832	329,560	議員	7.12.1 550,000
会員定数 (28人)				議員定数 (28人)	
公事業の状況	事業名 法適用	実質収支額 千円	普通会計からの繰入金 千円	加入世帯数	29,521世帯
国民健康保険 (事業勘定)	/	180,232	2,449,496	被保険者数	44,909人
介護保険 (保険事業勘定)	/	47,040	1,565,838	1世帯当たり保険税調定期額	134,174円
後期高齢者医療	/	4,872	262,251	被保険者1人当たり保険税 額	88,200円
下水道事業	無	5,140	1,199,112	被保険者1人当たり費用	380,904円
介護サービス事業	無	4,282	244,130	保険税(料)	3,921,947千円
				保険給付費	11,131,543千円
				後期高齢者支援金等	2,474,572千円
				前期高齢者納付金等	2,544千円
				介護給付費納付金	1,065,228千円

※ ()書きは、早期健全化基準である。

歳入				性質別歳出							
区分	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源等 千円	構成比 %	区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費充当一財等 千円	経常収支比率 %	
地方税	34,820,322	53.8	32,385,415	90.6	人件費	10,207,761	16.2	9,175,052	9,170,102	25.7	
地方譲与税	261,025	0.4	261,025	0.7	うち職員給	6,543,447	10.4	5,598,728	5,595,971	15.7	
利子割交付金	287,969	0.4	287,969	0.8	扶助費	16,724,652	26.5	4,368,263	4,368,263	12.2	
配当割交付金	196,265	0.3	196,265	0.5	公債費	4,380,110	6.9	4,362,249	4,309,149	12.1	
株式等譲渡所得割交付金	256,028	0.4	256,028	0.7	元利償還金	4,379,357	6.9	4,361,496	4,308,396	12.1	
地方消費税交付金	1,848,544	2.9	1,848,544	5.2	一時借入金利子	753	0.0	753	753	0.0	
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0	小計	31,312,523	49.6	17,905,564	17,847,514	50.0	
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	物件費	9,382,055	14.8	6,837,948	6,127,147	17.1	
震災復興特別交付金	160,825	0.3	160,825	0.5	維持補修費	290,450	0.5	282,203	280,006	0.8	
地方特例交付金	97,512	0.2	97,512	0.3	補助費等	6,176,337	9.8	5,072,250	4,647,018	13.0	
地方交付税	61,140	0.1	0	0.0	積立金	1,978,584	3.1	1,956,091	0	0.0	
普通	0	0.0	0	0.0	投資及び田資金・賃貸金	10,000	0.0	0	0	0.0	
特別	59,976	0.1	0	0.0	繰出金	6,895,777	10.9	6,494,449	3,960,665	11.1	
震災復興特別	1,164	0.0	0	0.0	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	0.0	
交通安全対策特別交付金	22,194	0.0	22,194	0.1	うち人件費	7,167,831	11.3	1,453,745	0	0	
小計	38,011,824	58.8	35,515,777	99.4	普通建設事業費	7,167,831	11.3	1,453,745	41,452,638	千円	
分担金・負担金	341,961	0.5	0	0.0	補助費	1,848,336	2.9	58,226	0	0	
使用料	925,257	1.4	213,710	0.6	単独	5,273,964	8.3	1,389,988	32,862,350	千円	
手数料	461,795	0.7	0	0.0	その他	45,531	0.1	5,531	0	0	
国庫支出金	9,121,540	14.1	0	0.0	災害復旧事業費	0	0.0	0	0	0	
都支出金	7,330,736	11.3	0	0.0	尖業対策事業費	0	0.0	0	0	0	
財産収入	173,331	0.3	9,472	0.0	合計	63,213,557	100.0	40,002,250	0	0	
寄附金	447,539	0.7	0	0.0	市町村民税	16,219,548	46.6	0.6	16,121,328	0	
繰入金	2,295,200	3.6	0	0.0	個人分	1,758,677	5.0	2.1	1,709,423	153,825	
繰越金	1,359,405	2.1	0	0.0	法人分	12,966,003	37.2	1.8	12,749,183	0	
諸収入	542,657	0.8	1,287	0.0	固定資産税	68,730	0.2	1.4	68,531	0	
地方債	3,652,700	5.7	0	0.0	軽自動車税	932,309	2.7	8.8	912,621	0	
(うち減収補填債務特例分)	(0)	(0.0)			市町村たばこ税	0	0.0	0.0	0	0	
(うち臨時財政対策債)	(0)	(0.0)			鉱産税	0	0.0	0.0	0	0	
合計	64,663,945	100.0	35,740,246	100.0	目的的税	2,875,055	8.3	0.8	448,884	0	
市町村税	34,820,322	100.0	32,009,970	100.0	入湯税	5	0.0	150.0	0	0	
合計	34,820,322	100.0	32,009,970	100.0	事業所税	440,143	1.3	1.9	448,884	0	
法定外目的税	0	0.0	0.0	0	都計画税	2,434,907	7.0	0.6	0	0	
旧法による税	0	0.0	0.0	0	法定外目的税	0	0.0	0.0	0	0	
合計	34,820,322	100.0	32,009,970	100.0	平成25年度大規模事業(単位:百万円)	153,825	0	0	63,213,557	100.0	
納税義務者数	92,875人		①新川防災公園・多機能複合施設(仮称) 2,034		区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	現年課税分	滞納越分	合計
個人均等割	4,488人		②三鷹中央学園第三小学校建替事業 604		微				%	%	%
			③都市計画道路3・4・7号(連雀通り)整備事業 561		市町村税合計	99.0	30.9	96.1			
			④南部図書館事業 381		(徵収猶予分除く)	(99.0)	(30.9)	(96.1)			
			⑤高山小学童保育所整備事業 266		市町村民税	98.5	28.8	94.4			
			⑥自転車等駐車場整備事業 266		純固定資産税	99.4	37.3	97.8			
			⑦三鷹中央学園第四中学校用地取得事業 238		国民健康保険税(料)	92.4	27.2	79.6			
			⑧児童遊園整備事業 220								
			⑨都市計画道路3・4・13号(牟礼)整備事業 209								
			⑩井口小学童保育所整備事業 108								

8 財務諸表

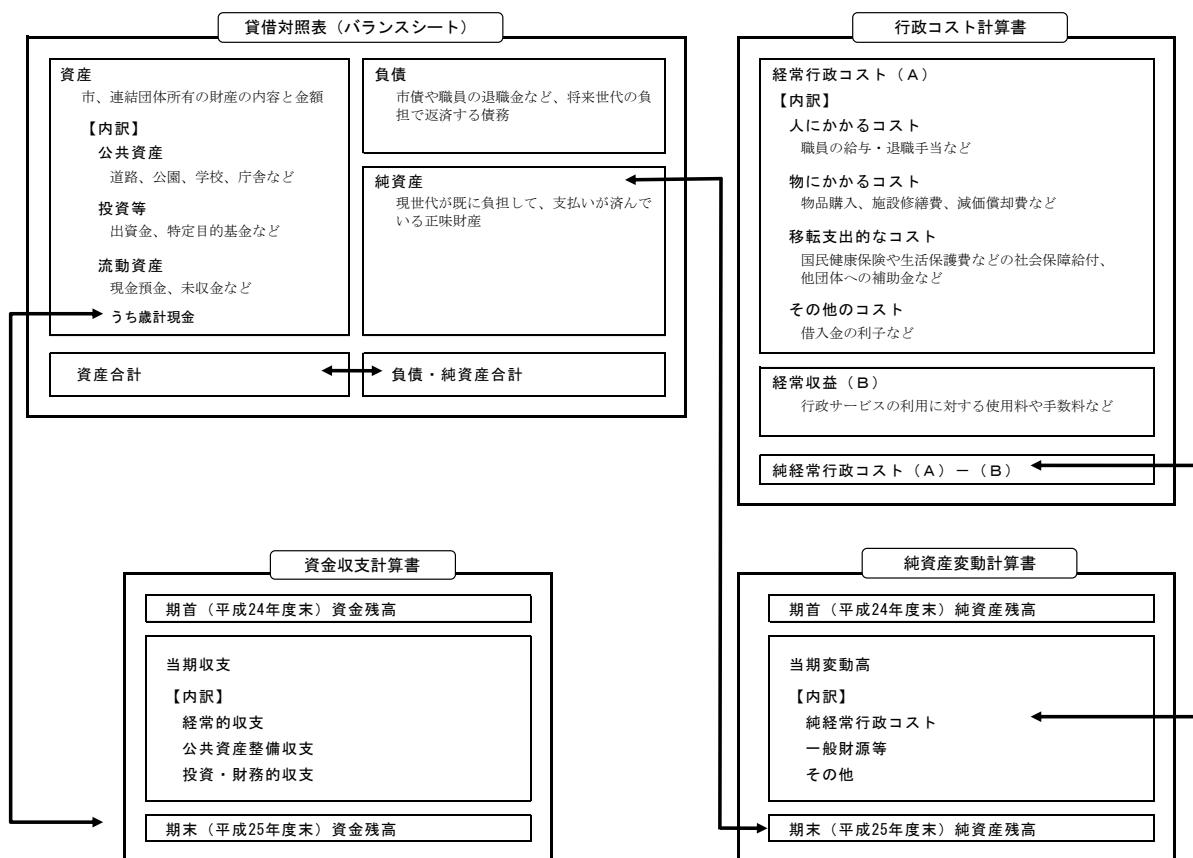
近年の長期的な不況の下で国・地方を問わず厳しい財政状況が続き、地方債等の長期債務が増大する中で、現金の動きを中心とした現行財務会計制度の問題点として、資産という概念が希薄で、負債と資産のバランスなども見えにくい点が指摘されるようになり、こうした不備を補完する資料として、バランスシートなどの企業会計的手法の活用が注目されるようになりました。

三鷹市においても、平成 12 年に総務省から示された「旧総務省方式」により財務諸表を作成・公表してきましたが、平成 18 年には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、関連団体等も含めた連結財務諸表の整備が求められました。そのため、平成 21 年度決算から新たに「総務省方式改訂モデル」による財務諸表 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しています（【図 V-14】）。

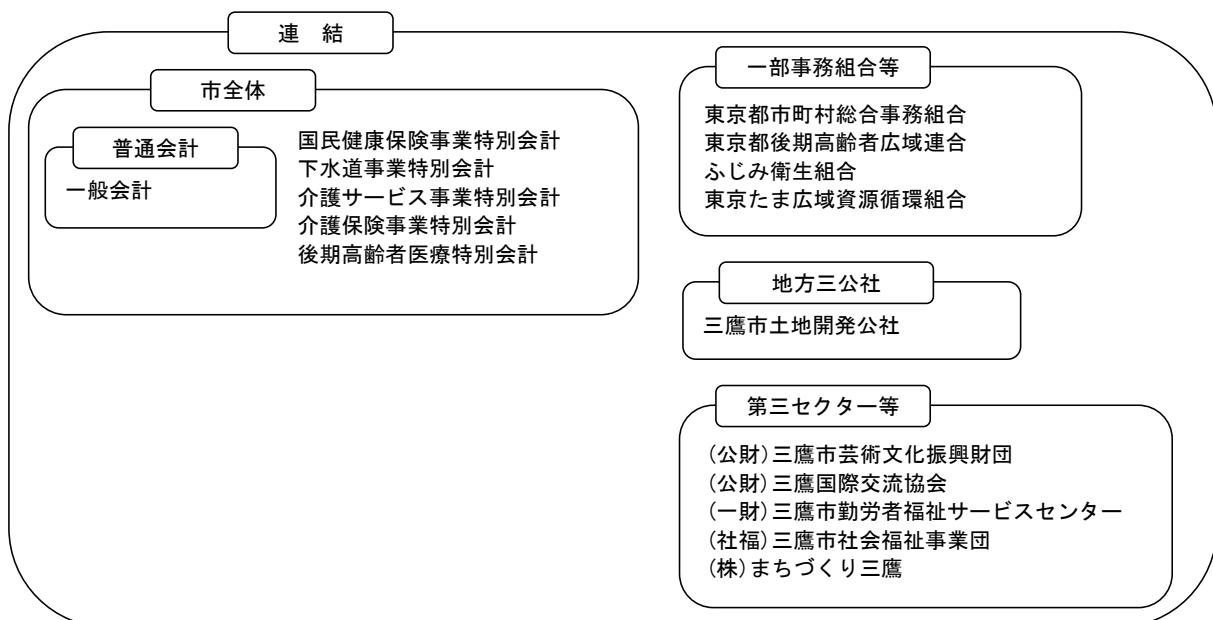
これは、財務諸表 4 表それぞれについて、決算統計における普通会計をベースとした「普通会計財務諸表」、これに 5 つの特別会計を加えた「三鷹市全体の財務諸表」、地方自治法上、市が予算の執行に関する調査権等を有する外郭団体（土地開発公社、市が資本金等の 1/2 以上を出資している法人・株式会社等）や一部事務組合を加えた「連結財務諸表」の 3 パターンを作成するものです（【図 V-15】）。

財務諸表（平成 25 年度）については、その詳細版を別冊資料編に掲載しています。

【図V-14】財務諸表4表の関係



【図V-15】財務諸表の連結の範囲



(1) 貸借対照表（バランスシート）

ア 貸借対照表（バランスシート）とは

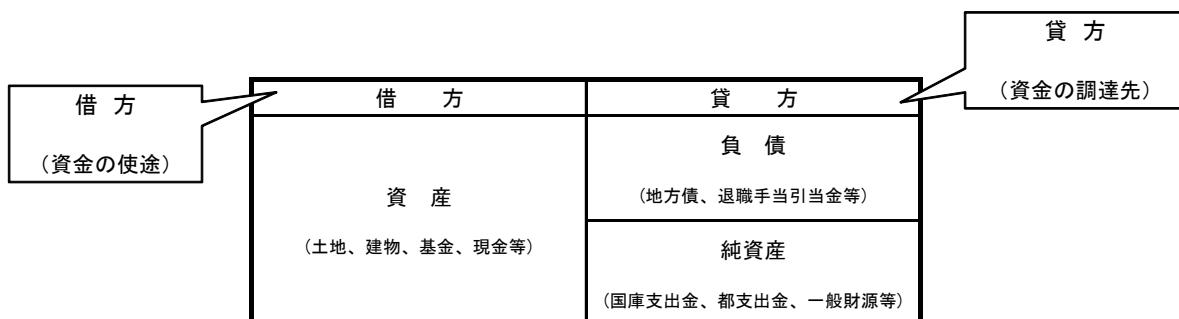
貸借対照表とは、会計年度末において保有するすべての資産、負債等のストックの状況を総括的に表示した報告書です。

貸借対照表では、【図V-16】のように、借方（左側）には資産、貸方（右側）には負債と純資産が表示されます。負債と純資産は、行政活動に必要な資金がどこからきたか（資金の調達）を、資産はその調達した資金を何に使ったか（資金の使途）を表しています。

そして、借方である資産（財産）合計と、貸方である負債・純資産（財源）合計は、 $資産 = 負債 + 純資産$ という関係にあり、必ず一致し釣り合う（バランスする）ことから、バランスシートとも呼ばれます。

なお、自治体の貸借対照表では民間企業における「資本」という概念がなく、「純資産」と表現し、これまでの世代がすでに負担した金額を表しています。また、負債は、これから世代が今後負担していく金額を表しています。

【図V-16】貸借対照表の構造



イ 貸借対照表の分析

平成25年度の普通会計における貸借対照表では、資産の合計2,428億9,625万6千円のうち、94.6%が有形固定資産となっており、有形固定資産の内訳は、道路や公園などの「生活インフラ・国土保全」が最も多く、有形固定資産全体の50.0%、次いで小中学校や体育館などの「教育」が27.4%、庁舎、コミュニティ・センター、芸術文化センターなどの「総務」が15.9%となっています。また、負債の合計は544億2,772万1千円で、その大半が有形固定資産を取得する際の財源となった地方債で占められています。

市全体の貸借対照表を見てみると、普通会計と比較し、負債の増加率が資産の増加率を上回っています（【図V-18】）。これは、三鷹市が全国に先駆けて整備してきた下水道のインフラ資産の建設など、普通会計以上に地方債を活用した資金調達を行ってきたことによります。

連結貸借対照表では、固定負債である地方債のうち、土地開発公社の平成25年度末の借入金残高が、83億5,725万2千円（国の生活再建制度に基づく事業に係る借入金を除く）で、負債総額の約10.7%を占めています。土地開発公社の健全性の維持と将来負担の低減は、今後の三鷹市の財政運営を考えるうえで非常に重要な課題となっています。

【図V-17】平成25年度 貸借対照表

○バランスシート（普通会計・市全体・連結） [平成25年度]
(平成26年3月31日現在)

(単位：億円)

借 方	普通会計	市全体	連結	貸 方	普通会計	市全体	連結
[資産の部]				[負債の部]			
1 公共資産				1 固定負債			
(1) 有形固定資産	2,298.3	2,510.3	2,690.2	(1) 地方債	380.8	490.5	600.8
(2) 無形固定資産	0.0	0.0	0.9	(2) 長期未払金	11.5	11.5	12.1
(3) 売却可能資産	2.7	2.7	2.7	(3) 退職手当引当金	88.5	88.5	91.3
公共資産合計	2,301.0	2,513.0	2,693.8	(4) その他	0.2	0.2	1.8
2 投資等				固定負債合計	481.0	590.7	706.0
(1) 投資及び出資金	13.5	13.5	3.8	2 流動負債			
(2) 基金等	50.3	55.4	67.2	(1) 翌年度償還予定地方債	44.5	51.0	51.9
(3) 長期延滞債権	12.0	18.8	18.8	(2) 未払金	4.2	4.2	4.7
(4) 回収不能見込額	△3.0	△5.1	△5.1	(3) 翌年度償還退職手当	9.3	9.3	9.3
(5) その他	0.0	0.1	0.1	(4) 賞与引当金	5.3	5.6	5.7
投資等合計	72.8	82.7	84.8	(5) その他	0.0	0.0	2.6
3 流動資産				流動負債合計	63.3	70.1	74.2
(1) 現金・預金	51.9	54.3	65.4	負債合計	544.3	660.8	780.2
(2) 未収金	3.3	5.8	6.3	[純資産の部]			
(3) その他	0.0	0.0	1.1	純資産合計	1,884.7	1,995.0	2,071.2
流動資産合計	55.2	60.1	72.8	負債・純資産合計	2,429.0	2,655.8	2,851.4
資産合計	2,429.0	2,655.8	2,851.4				

【図V-18】貸借対照表の比較

(単位：億円)

	普通会計 A	市全体 B	倍率 B/A	連結 C	倍率 C/A
資産合計	2,429.0	2,655.8	1.09倍	2,851.4	1.17倍
負債合計	544.3	660.8	1.21倍	780.2	1.43倍
純資産	1,884.7	1,995.0	1.06倍	2,071.2	1.10倍

(2) 行政コスト計算書

ア 行政コスト計算書とは

貸借対照表が一定時点で保有する資産、負債などの状況を表示する報告書であるのに対し、行政コスト計算書では、当該年度に実施された資産形成につながらない行政活動（人的サービスや給付サービスなど）にかかる費用（行政コスト）とその財源となった対価（使用料・手数料等）を表示しています。

行政コスト計算書は、「経常行政コスト」と「経常収益」から構成され、これらを差引きしたものが「純経常行政コスト」となります。

経常行政コストは、「人にかかるコスト（人件費等）」、「物にかかるコスト（物件費・維持補修費等）」、「移転支出的なコスト（社会保障費・補助金等）」、「他のコスト」の4つの性質に分類されます。

また、経常収益は、行政サービスの直接の対価として得られた財源のみを計上し、使用料・手数料と分担金・負担金・寄附金に分けて表示しています。それぞれの項目については、発生主義の考え方に基づき、1年間の調定額を計上しています。

イ 行政コスト計算書の分析

普通会計における平成25年度の状況では、「福祉」の割合が最も多くなっています。貸借対照表における有形固定資産の割合は低い「福祉」ですが、生活保護費や児童手当の支給など、人的・給付サービス（移転支出的なコスト）の比重が大きく、行政コストの面では高い割合を占めています。

同様に、三鷹市全体の行政コスト計算書では、国民健康保険事業や介護保険事業などの保険給付が加算されることにより、移転支出的なコストの増大が見られますが、特別会計は「特定の歳入をもって特定の歳出に充てる」性格を持っているため、使用料や保険料といった経常収益の割合も高くなっています。

【図V-19】平成25年度 行政コスト計算書

(単位：億円)

	普通会計	生活インフラ ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	総務	その他	市全体	連結
人にかかるコスト	100.9	10.2	21.8	32.9	4.5	24.5	7.0	105.7	117.3
物にかかるコスト	131.6	16.9	33.0	20.3	23.7	33.8	3.9	171.3	194.0
移転支出的なコスト	323.3	33.0	12.1	239.2	8.0	8.0	23.0	543.6	701.5
他のコスト	7.6	0	0	0	0	0	7.6	15.1	40.8
経常行政コスト 計	563.4	60.1	66.9	292.4	36.2	66.3	41.5	835.7	1,053.6
使用料・手数料	13.8	0.5	0.5	5.0	3.6	1.9	2.3	13.8	15.8
分担金・負担金・寄附金	8.0	0.2	0	3.1	0.2	0.2	4.3	94.4	200.8
保険料	0	0	0	0	0	0	0	80.9	80.9
事業収益	0	0	0	0	0	0	0	22.9	61.3
その他サービス収入	0	0	0	0	0	0	0	2.4	8.9
経常収益 計	21.8	0.7	0.5	8.1	3.8	2.1	6.6	214.4	367.7
(差引) 純経常行政コスト	541.6	59.4	66.4	284.3	32.4	64.2	34.9	621.3	685.9

(3) 純資産変動計算書

ア 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書【図V-20】は、貸借対照表（バランスシート）の純資産の部に計上されている数値（資産から負債を差し引いた残余額）が、年度内にどのように変動したか、どのような財源や要因で変動したかを示したものです。

イ 純資産変動計算書の分析

普通会計をみると、経常行政コストから直接の対価収入である経常収益を引いた純経常行政コストが541億6,395万8千円であり、それに対して地方税など直接の対価でない一般財源からの財源調達が385億5,068万9千円、国や東京都からの補助金などが164億5,227万6千円ありました。さらに臨時損益や資産評価替えによる変動額の増減などにより、最終的な期末純資産残高は期首に比べ18億4,723万6千円の増となりました。

この期末純資産の残高が年度当初から年度末に比べ増加していれば将来的な負担が軽減されたことであり、逆に減少した場合は、将来的な負担が増大したことを示します。

【図V-20】平成25年度 純資産変動計算書

(単位:億円)

	普通会計	市全体	連結
期首純資産残高	1,866.2	1,979.4	2,060.5
純経常行政コスト	△ 541.6	△ 621.3	△ 685.9
一般財源			
地方税	347.0	347.0	347.0
地方交付税	0.6	0.6	0.6
その他行政コスト充当財源	37.9	26.1	31.9
補助金等受入	164.5	253.1	310.1
臨時損益			
災害復旧事業費	0.0	0.0	0.0
公共資産除売却損益	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.8
投資損失	0	0	0
収益事業純損失	0	0	0
損失補償履行確定額	0	0	0
損失補償等引当金繰入等	0	0	0
第三セクター等に対する出資金の増資	0	0	0
勧奨退職による割増退職金	0	0	0
資産評価替えによる変動額	11.9	11.9	11.8
無償受贈資産受入	0	0	0
その他	0	0	△ 3.0
期末純資産残高	1,884.7	1,995.0	2,071.2

(4) 資金収支計算書

ア 資金収支計算書（キャッシュ・フロー）とは

資金収支計算書（キャッシュ・フロー）【図V-21】とは、一会计年度中における資金の流れ（増加又は減少）を表示した計算書です。

自治体では、従来からキャッシュ・フローを意識した単式簿記を採用しており、既に「歳入歳出決算書」を作成することで、資金収支の増減を把握していますが、さらにこの資金収支計算書を作成することにより、一定の活動区分における資金調達の源泉とその使途が明確になります。

資金収支計算書では、資金の流れについて、経常的に行われる地方公共団体の行政活動にかかる資金の流れを示す「経常的収支」、いわゆる公共事業に伴う収支（資金の使途とその財源の状況）を示す「公共資産整備収支」、出資・貸付・基金の積み立て、借入の返済などによる支出とその財源を示す「投資・財務的収支」の大きく三つの区分で示しています。

区分相互の関係は、「経常的収支」の部で生じた余剰で「公共資産整備収支」と「投資・財務的収支」の部の収支不足を補てんする関係になっていて、例えば「経常的収支」の部の余剰よりも「公共資産整備収支」と「投資・財務的収支」の部の赤字額が大きい場合、期首にあった歳計現金が減少していることを示しています。

イ 資金収支計算書の分析

普通会計における平成25年度資金収支計算書では、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の合計で77億3,910万4千円の赤字となっていますが、経常的収支の部で78億3,008万7千円の黒字となっていることから、平成25年度の歳計現金は9,098万3千円の増となり、期末の歳計現金残高は14億5,038万8千円になりました。

【図V-21】平成25年度 資金収支計算書

（単位：億円）

	普通会計	市全体	連結
経常的収支	78.3	88.6	130.6
支 出	495.7	765.4	1,000.8
収 入	574.0	854.0	1,131.4
公共資産整備収支	△13.7	△13.7	△35.2
支 出	70.7	76.4	116.8
収 入	57.0	62.7	81.6
投資・財務的収支	△63.7	△69.2	△87.2
支 出	65.7	72.6	91.3
収 入	2.0	3.4	4.1
当年度歳計現金増減額	0.9	5.7	8.2
期首歳計現金残高	13.6	17.0	26.6
負担割合変更に伴う差額	0	0	0
期末歳計現金残高	14.5	22.7	34.8